

平成 27 年 (ワ) 第 13562 号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外 1 名

原告第 30 準備書面 (その 1)

令和 5 年 2 月 1 日

東京地方裁判所 民事第 50 部 合同係 御中

原告訴訟代理人弁護士

古 川 元 晴



同

古 川 史 高



同

伊 豆 隆 義



同

川 原 奈 緒 子



同

工 藤 杏 平



同

新 森 圭



同

古 郡 賢 大



同復代理人弁護士

宮 城 海 斗



## 目 次

序章 はじめに .....	6
第 1 原告第 3 0 準備書面の目的と裁判例について .....	6
1 目的.....	6
2 裁判例について・・東京地裁株代判決が被告東電の当時の経営陣の民事責任を問うものであることと被告国責任との関係 ....	6
第 2 原告第 3 0 準備書面の概要 .....	7
第 1 章 原告第 2 4 準備書面第 1 章（回避義務・回避可能性に関する基本的事項について）について .....	8
第 1 「高度の回避義務」について .....	8
1 原告第 2 4 準備書面第 1 章の「第 1 「高度の回避義務」について」における原告の主張.....	8
2 被告国追加反論.....	8
3 裁判例（その 1 ）・・最高裁統一判決について .....	9
4 東京地裁株代判決.....	17
第 2 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること（その 1 ）・・本件事故前の津波対策について .....	20
1 原告の主張.....	20
2 補充主張（その 1 ）・・事故前の水密化対策の実施状況について .....	23
3 補充主張（その 2 ）・・ドライサイトコンセプトを否定する安保秀範氏の証言 .....	24
4 被告国追加反論について（その 1 ）・・原告第 2 4 準備書面第 1 章第 2 の 2 の「（2）反論が依拠する専門家の意見も、反論のドライサイトコンセプトの根拠とはならないこと」について 2	2

5 被告国の追加反論について（その2）・・原告第24準備書面 第1章第2の2の「（3）被告国主張のドライサイトコンセプト は、本件事故前の溢水対策についての知見の状況に反すること」 について .....	30
6 被告国の追加反論について（その3）・・原告第24準備書面 第1章第2の2の「（4）被告国主張のドライサイトコンセプト は、本件事故前の津波対策の状況にも反すること」について ..	34
7 被告国の追加反論（その1）～（その3）の小括・・「ドライ サイトコンセプト」は責任回避のための造語 .....	37
8 裁判例について（その1）・・最高裁統一判決 .....	38
9 裁判例について（その2）・・東京地裁株代判決（甲口95の 1～3） .....	51
10 裁判例の小括・・最高裁統一判決の多数意見が誤りであるこ とは明らかであること .....	52
第3 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであるこ と（その2）・・本件事故を踏まえた津波対策の考え方について .....	54
1 原告の主張 .....	54
2 被告国の追加反論の概要とそれが失当であることについて ..	55
第4 被告国の深層防護についての反論が誤りであること .....	57
1 原告の主張 .....	57
2 被告国の追加反論 .....	58
3 裁判例 .....	58
第5 被告国のIAEA等の安全基準についての反論が誤りである こと .....	58
1 原告の主張 .....	58

2	被告国の追加反論 .....	59
第 6	立証責任の分配について .....	59
1	原告の主張 .....	59
2	被告国の追加反論 .....	60
3	裁判例 .....	63
第 7	原発の安全確保上地元自治体が果たしている役割を適切に踏まえて被告らの回避義務及び回避可能性を理解する必要があること .....	63
1	原告の主張 .....	63
2	補充主張（その 1）・・地元自治体が原発の安全確保上果たすべき役割とその形骸化、無力化 .....	64
3	補充主張（その 2）・・被告国の回避義務・回避可能性に関する反論の要点と、地元自治体がその役割を果たせば回避可能性があったこと .....	64
4	補充主張（その 3）・・被告国の失当な反論を容認する最高裁統一判決の多数意見は地元自治体としては受け入れられないこと .....	65
5	被告国の追加反論 .....	73
6	裁判例 .....	73
第 2 章	回避義務・回避可能性の全体的事項について .....	74
第 1	被告東電が推進本部予測に対し採ることが可能であった回避措置及びその措置義務について .....	74
1	原告の主張 .....	74
2	被告国の追加反論 .....	74
3	裁判例 .....	75
第 2	被告国が被告東電に対し有していた規制権限の内容及びその	

行使義務について .....	76
1　原告の主張.....	76
2　被告国の追加反論.....	77
3　裁判例：最高裁統一判決.....	77
第3　原発の「稼働停止」と各種回避措置との関係 .....	77
1　原告の主張.....	77
2　補充主張 .....	78
3　被告国の追加反論.....	79
4　裁判例 .....	79

## 序章 はじめに

### 第1 原告第30準備書面の目的と裁判例について

#### 1 目的

- ① 原告第24準備書面による主張につき、適宜補充しつつ、この主張に対する被告国（原告）の被告国第26準備書面及び被告国第27準備書面による反論（以下「追加反論」という。）が失当であることを明らかにする。
- ② 第24準備書面提出後に言い渡された裁判例として、最高裁第二小法廷令和4（2022）年6月17日判決（4件の高裁判決に対する統一判決であり、本準備書面においては原審仙台高等裁判所（甲口92）についての判決を対象とし、以下「最高裁統一判決」という。）と東京地裁令和4（2022）年7月13日株主代表訴訟判決（以下「東京地裁株代判決」という。）につき、原告第24準備書面における原告の主張との関係を明らかにする。

#### 2 裁判例について・・東京地裁株代判決が被告東電の当時の経営陣の民事責任を問うものであることと被告国の責任との関係

##### （1）被告国の規制機関としての責任と被告東電の事業者としての責任との関係

原告第12準備書面の「第1章 高度の注意義務」において、事業者に高度の注意義務が課されていることを踏まえた被告国（原告）の高度の規制義務について、詳述しているとおりであり（22頁、33頁）、その要点は次のとおりである。

- ① 被告東電ら原発事業者には、高度の注意義務が課されていた。
- ② そして、被告国には、規制当局として、原発事業者に課されて

いる高度の注意義務に適合した安全基準及びその運用指針を定め、かつ、原発事業者にこれを確実に遵守させるという高度の規制義務が課されていた。

## (2) 回避義務・回避可能性について

### ア 回避義務について

上記（1）のとおり、被告国については、事業者である被告東電に課されている高度の回避義務に対応した高度の規制義務が課されている。

### イ 回避可能性

- ① 被告東電については、事業者に課されている高度の回避義務に基づく回避可能性が問われることとなり、被告国については、その規制権限の行使により、被告東電に高度の回避義務を遵守させることに基づく回避可能性が問われることとなる。
- ② したがって、被告国についての回避可能性の有無は、被告東電についての回避可能性の有無と連動していることとなる。

## 第2 原告第30準備書面の概要

原告第24準備書面の第1章から第5章までの各項目毎に、被告国の上記準備書面による反論が失当であること、及び上記裁判例と原告の主張との関係を述べるが、そのうち基本的事項に関する第1章及び全体的事項に関する第2章については本準備書面である原告第30準備書面（その1）において述べ、個々の回避措置に関する第3章から第5章まで及び上記裁判例の総括的評価に関する第6章については、別途、原告第30準備書面（その2）において述べることとする。

第1章 原告第24準備書面第1章（回避義務・回避可能性に関する基本的事項について）について

第1 「高度の回避義務」について

1 原告第24準備書面第1章の「第1 「高度の回避義務」について」における原告の主張

当該主張は、次の項目において述べているとおりである。

「1 「高度の回避義務」の意義

2 「高度の回避義務」の具体的な内容

(1) 「事故の発生に関する予測に存在する不確実性」について

ア 津波予測の不確実性

イ 回避措置の不確実性

(2) 上記の不確実性に適切に対応した「万全の措置」義務の具体的な内容

3 いわゆる「深層防護」や「多重・多様な防護措置」の考え方は高度の回避義務を具体化した考え方であると理解することができる

(1) 深層防護の概念（2頁）

(2) 安全裕度の深層防護上の位置付け（9～10頁）

(3) 多重性、多様性、独立性、及び単一故障基準（10頁）

(4) 我が国の規制におけるSBO対策の誤り（24頁）

4 被告国の反論の矛盾点」

2 被告国の追加反論

特段の追加反論はない。回避措置義務は、回避可能性の有無の判断の前提となる重要な論点であるが、追加反論ができないことによるものと解される。

### 3 裁判例（その1）・最高裁統一判決について

#### (1) 多数意見について

##### ア 内容

(ア) 多数意見は、まず、その第1の2において、原審が適法に確定した事実関係等の概要は次のとおりであるとして、次の項目について述べている。なお（）内の記載は要点である。

###### ① 本件発電所の概要

② 原子力発電所の設計津波推移の評価方法に関する報告書の作成

（土木学会津波評価部会が平成14年2月に作成した「原子力発電所の津波評価技術」と題する報告書（以下「平成14年津波評価技術」という。））

③ 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価を取りまとめた文書の公表

（地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成14年7月に公表した文書（以下「本件長期評価」という。））

④ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の策定

（原子力安全委員会が平成18年9月に策定した指針）

⑤ 本件長期評価に基づく津波の試算

（東京電力が関連会社に委託して、本件長期評価に基づいて平成14年津波評価技術の評価方法に従って、本件発電所に到来する可能性のある津波を評価した結果、本件敷地の南東側前面において最大で15.707mの高さになる等というものであった（以下、この試算を「本件試算」という。））

⑥ 本件地震及びこれに伴う本件事故

⑦ 本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策の在り方

(防潮堤、防波堤等の構造物（以下「防潮堤等」という。）を設置することにより敷地への海水の浸入を防止することが対策の基本とされていた。)

⑧ 関係法令の定め

⑨ 本件訴訟における被上告人らの主張

(イ) 次に多数意見は、原審の判断が是認できない理由を述べた「第3の1」中の（2）において、予見義務・予見可能性について何ら論及しないまま、回避措置について、要旨、次のとおり述べている。

① まず、本件事故前における津波対策の実状につき、上記ア⑦の本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策の在り方を踏まえて、「前記事実関係等によれば、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、・・防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。」としている。

② そして、「経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使し・・た場合には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。」としている。

③ その上で、本件試算は「合理性を有する試算であった」として、以下、本件試算に基づく防潮堤等による回避可能性を論じている。

## イ 評価

(ア) 津波対策を防潮堤等に限定する事実誤認、民事訴訟法違反の誤りを侵していること

- ① 多数意見は、上記①②において、「前記事実関係等によれば、・・防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。」「本件長期評価に基づく本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。」としている。
- ② しかし、原審が適法に認定した事実では、原子力発電所における津波対策の実状は防潮堤等に限られておらず、建屋や重要機器室の水密化等の対策がとられていて技術力もあったこと、福島第一原発における本件津波対策として、かかる水密化対策が講じられていれば本件事故は回避できたとしていることは、原告第24準備書面第6章第1（116～121頁）において詳述しているとおりである。
- ③ 上告審は、法律審としての性質から、職権調査事項を除いて、事実認定の権限をもたず、原判決が適法に確定した事実に拘束されることは、民事訴訟法321条1項に定められているとおりであり（伊藤眞『民事訴訟法』第4版補訂版・711頁参照）、多数意見は単なる事実誤認にとどまらず、違法である。

(イ) 長期評価には合理性があるとして予見義務を認めたことは評価できること

- ① 多数意見は、上記②において「経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使し・・した場合には」とし、上記③において長期評価に基づく本件試算

が「合理性を有するものであった」等と述べている。

② これは、長期評価には合理性があるとして、被告国に、予見し、回避措置を講じるべき義務を認めたものであることは明らかであり、適切であると評価することができる。

(ウ) 長期評価に合理性があることを認めた理由には何も論及しておらず、理由不備であること

① 多数意見は、被告国に課されている規制上の義務について何も述べていない上に、長期評価に合理性があることを認めた理由にも何も論及していない。

② 多数意見が被告国に課されている規制上の義務を判断する基準を持ち合わせていない訳がなく、また、その基準を明示しないで結論のみを示すとすれば、国民はその判断結果に合理性があるのか否かを判断することができず、理由不備とならざるを得ない。

③ 一方、従前の最高裁判例である伊方最判は、国の規制が「災害が万が一にも起こらないようにするため」に設けられているとして、一定の基準を示しているところである。この伊方最判を覆すためには大法廷判決によるべきであるところ、その手続きも経ていない。

④ したがって、多数意見が伊方最判を前提に判断すべきであることは当然であり、かつ、そのように前提としているために長期評価について予見・回避義務を課すだけの合理性を認めたものであると解すべきである。

(エ) 伊方最判を前提とした被告国に課されている規制上の義務については三浦裁判官の反対意見が適切に述べており、多数意見も同旨であると解すべきこと

- ① 規制当局である被告国に課されている規制上の義務については、三浦裁判官の反対意見が伊方最判を踏まえた判断を明確に示しているところである。
- ② そこで、多数意見も同旨であるためにあえて論及しなかったものと解すべきである。

(2) 三浦裁判官の反対意見について

ア 三浦裁判官の反対意見の要旨は、次とおりである。

(ア) まず、「2 法令の趣旨、目的等（1）」において、原子力基本法、炉規法、電業法及び電業法に基づく実用発電用原子炉に関する技術基準を定める省令の内容を挙げた上で、実用発電用原子炉に関する技術基準が定められた趣旨について、次のように平成4年の伊方最判を参考として挙げて述べている。

・「実用発電用原子炉に関する技術基準について、上記のような法令の規定が定められた趣旨は、原子炉が・・深刻な災害を及ぼすおそれがあることに鑑み、その災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置後の安全性の確保については、原子炉設置者だけに委ねるのではなく、主務大臣である経済産業大臣において、科学的、専門技術的見地から、原子炉施設が適切に維持されるよう、適時に安全基準を定めるとともに、原子炉施設がこれに適合していないときは、できる限り速やかに、これに適合するように命ずることができることとしたものと解される。特に、このような原子炉施設の安全性の確保については、多方面にわたる最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術が不斷に進歩、発展していることから、最新の科学技術水準への即応性という観点からも、主務大臣に上記の権限行使を委

ねたものと解される（最高裁昭和60年（行ツ）第133号平成4年10月29日第一小法廷判決・・（以下「平成4年判決」という）参照）。」

（イ）そして、「2 法令の趣旨、目的等（2）」において、国の電業法40条に基づく技術基準適合命令により是正する規制権限を有していなかった旨の主張は法令解釈を誤ったものであるとして、その理由を詳述した上で、「したがって、・・上告人は、本件事故以前から、この点に関する法令の解釈を誤っていたものといわざるを得ない。」としている。

（ウ）次いで、「3 本件技術基準の解釈等」において、次のとおり述べて「極めて高度の安全性を確保する義務」が課されているとしている。

- a) まず「（1）」において、技術基準を定める省令は、「原子炉の設置又は変更を許可するための基準（原子炉等規制法4条1項4号、26条4項）と重なるものであるから、これらは整合的に解釈されなければならない。」としている。
- b) 次に「（2）」において、審査指針等の経緯等を次の事項について述べている。

- ① 平成13年3月に一部改訂した安全設計審査指針
- ② 津波を含む防災対策の経緯
  - ・平成9年3月「7省庁手引き」：奥尻島の津波被害等を契機
  - ・平成7年地震調査研究推進本部の設置：阪神淡路大震災を契機
  - ・上記推進本部が平成14年7月、三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価を公表

### ③ 平成18年9月の耐震設計審査指針の改定

c) 次に「(3)」において、上記経緯等を踏まえた本件技術基準の解釈について、次のとおり述べて、「極めて高度の安全性を確保する義務」という観点から解釈すべきであるとしている。

① 「本件技術基準において「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがある場合」とは、想定される津波のうち最も過酷と考えられる条件等を考慮して、津波により原子炉施設等の安全機能が損なわれるおそれがある場合を意味し、津波の想定に当たっては、最新の科学的、専門技術的な知見に基づき、様々な要因の不確かさを保守的に（安全側に）考慮して、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある津波について、数値計算等を用いて適切に評価すべきものと解される。」

② 「また、「（防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の）適切な措置」とは、具体的な事情の下で、津波による原子炉施設等の安全機能が損なわれることを確実に防止するためには必要かつ適切な措置を意味し、その措置の内容については、法令の趣旨、目的を踏まえ、最新の科学的、専門技術的な知見に基づき、様々な要因の不確実さを保守的に（安全側に）考慮して、合理的に判断すべきものと解される。」

③ 「国際原子力機関（IAEA）の基本的安全原則において、技術基準安全目標として、重大な炉心損傷の発生する可能性が、既存の原子炉について1炉年当たり約1万分の1回以下・・などとされていることは・・留意されてよい。平

成4年判決が「災害が万が一にも起こらないようにするため」と述べているのも、同様の趣旨であろう。」

④ 規制権限と人格権・経済的利益との関係について「生存を基盤とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国が、その義務の適切な履行を確保するために必要な規制を行うことは当然である。原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがある場合において、電気供給事業に係る経済的利益や電気を受給する者の一般的な利益等の事情を理由として、必要な措置を講じないことが正当化されるものではない。」

(エ) 次いで、「4 予見可能性等」において、上記(ア) (イ)(ウ)を踏まえて長期評価について予見義務を認めたこと

① まず、「3で述べた解釈を前提として検討すべきものである」とし、かつ、長期評価について、その科学的、専門技術的見地からの合理性を吟味した上で、結論として、「このように、本件長期評価は、地震防災対策の強化等を図るために、地震に関する総合的な評価の一環として、三陸沖から房総沖にかけての将来の地震活動の発生に関する評価を行ったものであり、それまでに得られている科学的、専門技術的知見を用いて適切な手法により行われたことについて、基本的な信頼性が担保されたものということができる。」としている。

② 次いで、長期評価に不確実性と種々の異論が存在することについて吟味した上で、結論として、「以上に述べたとおり、地震調査委員会等の位置付け及び構成、本件長期評価の目的、

手続、内容等に鑑みると、本件長期評価は、そのような判断の基礎とすべき合理性に欠けるものではない。」としている。

#### イ 三浦裁判官の反対意見の評価

- ① 三浦裁判官の反対意見は、地震、津波対策に関する法令の趣旨目的を、伊方最判を踏まえて述べた上で、本件技術基準の解釈等の在り方を述べているが、それは、原告の主張する「高度の注意義務」と同旨のものと評価することができる。
- ② また、かかる本件技術基準の解釈等の在り方を踏まえて、長期評価につき、多角的に吟味してその合理性を認め、予見義務があるとしたものであって、適切であると評価できる。
- ③ なお、三浦裁判官の反対意見が参照している伊方最判の重要な判示部分については、原告第12準備書面第2章第4の3及び4・49～54頁において詳述しているとおりである。

### 4 東京地裁株代判決

#### (1) 判決の内容

ア 第3章第1節の「第2 被告らが東京電力に負う取締役としての善管注意義務」において、原子力事業者には過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があるとしていることは、次のとおりである。

- ・ 「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会

的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があることはいうまでもない（最高裁昭和60年（行ツ）第133号平成4年10月29日第一小法廷判決・・参照）。」（判決84頁）

- ・「そうすると、原子力発電所を設置、運転する会社は、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて想定される津波により原子力発電所の安全性が損なわれ、炉心損傷ないし炉心溶融に至り過酷事故が発生するおそれがある場合には、これにより生命及び身体等に被害を受け得る者に対し、当該想定される津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずべき義務を負うことは明らかである」としている（判決85頁）

イ 上記アを踏まえて、第4章第2節の「第3 長期評価の見解及び明治三陸試計算結果の信頼性について（争点1の2）」において、次のとおり長期評価の信頼性を認めている。

- ① まず、第3の「2 知見に求められる信頼性の程度」において、「対策を講ずることを義務付けられる予測に関する科学的知見というには、特定の研究者の論文等において示されてるというだけでは足りないものの、例えば、津波の予測に関する検討をする公的な機関や会議体において、その分野における研究実績を相当程度有している研究者や専門家の相当数によって、真摯な検討がされて、とりまとめが行われた場合など、一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有する知見である必要があり、それで足りると解すべきである。」（判決27

0頁)としている。

② 次いで、第3の「3 長期評価の見解の信頼性について」において、要旨、次のとおり述べてその信頼性を認めている。

・「地震本部の目的・役割、そのメンバー構成及び長期評価の特徴に加え、3段階の適切な議論を経て、一定のオーソライズがされた相応の科学的信頼性を有する知見であったから、理学的に見て著しく不合理であるなどの特段の事情ない限り、原子力発電所を設置、運転する会社の取締役において、当該知見に基づく津波対策を講ずることを義務付けられるものであった。」（骨子4頁）

③ そして、第3の「4 被告ら及び東京電力の主張の検討」において、要旨、次のとおり述べて、長期評価の信頼性を否定すべき特段の事由に当たらないとしている。

・「地震学における異論の存在、津波評価技術において福島県沖日本海溝沿いに波源の設定領域が設けられていなかったこと、地震本部が長期評価の見解の信頼度をCとしたこと、地震研究者等からの批判、中央防災会議専門部会の報告及び地方公共団体の防災対策に反映されなかつたこと等は、長期評価の見解の科学的信頼性を否定すべき特段の事情にあたるものではなく、保安院等が長期評価の見解の信頼性を認めていなかつたともいえない。」（骨子4頁）

## （2）評価

① この判決は、被告国に課されている安全上の義務について、伊方最判を踏まえて、「過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務」があるとしており、原告の主張する「高度の注意義務」と同旨のものと評価することができる。

② そして、被告国に課されている安全上の義務を踏まえて長期評価の見解の信頼性について、被告ら及び東京電力の主張を詳細に検討した上で、その信頼性を否定すべき事由に当たらないと、適切に評価している。

## 第2 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること (その1) ・・本件事故前の津波対策について

### 1 原告の主張

原告第24準備書面第1章の「第2 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること (その1) ・・本件事故前の津波対策について」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。なお、項目中の「①」等の記載は、当該項目の要点である。

#### 「1 反論の概要 (被告国第19準備書面)

##### 2 反論は失当

(1) 被告国が反論として主張するドライサイトコンセプトは、被告らに課されていた高度の回避義務に反すること

ア 反論のドライサイトコンセプトの意味について

イ 反論のドライサイトコンセプトは、何ら法律上の根拠を有しないものである上、被告らに課されていた高度の回避義務に反すること

(2) 反論が依拠する専門家の意見も、反論のドライサイトコンセプトの根拠とはならないこと

ア 阿部清治意見書 (丙ハ65・44頁) ・・反論のドライサイトコンセプトの考え方を否定する見解であり誤用

イ 今村文彦意見書 (丙ロ51・38頁) ・・東京高裁証言でド

ライサイトコンセプトを否定

ウ 岡本孝司意見書（丙ハ59・14頁）・・投入できる資源や資金にも限界がある等を理由に高度の回避義務を否定し得ることを前提とした誤った意見

エ 山口彰意見書（丙ハ63・6頁）・・リソースが有限であること等を理由に高度の回避義務を否定し得ることを前提とした誤った意見

(3) 被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の溢水対策についての知見の状況に反すること

ア 渡辺敦雄氏の2019年3月14日付け「被告東電株主代表訴訟における結果回避可能性に関する意見書」（甲口80）

イ 佐藤暁氏の平成30年8月1日付け「関西弁護団からの質問に対する回答書」（甲口81）

(4) 被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の津波対策の状況にも反すること

ア 被告東電内部における対応状況

溢水勉強会に提出された被告東電における津波対策の検討状況・・浸入経路の防水化等

被告東電の御前会議における推進本部予測に係る津波地震対策の検討状況（高尾証言（丙ハ98の4・資料58）、酒井証言（丙ハ99の3・資料20）・・建屋の防水性の向上等福島地点津波ワーキング会議における推進本部予測に係る津波地震対策の検討状況・・建屋等の浸水防止対策等

イ 被告東電の中央防災会議での報告（渡辺敦雄意見書（甲口80・8～9頁））

① 電力会社における水害対策の調査結果・・出入口、開口部

の防水扉等

② 被告東電の水害対策

- ・洪水対策・・防水扉等
- ・津波等対策・・防潮扉等

③ お客様設備における水害対策の検討・実施のお願い・・ビルの地下部に設置されることが多い電力設備の水害対策

ウ 被告東電外部の関係機関における対応状況

① 中部電力の浜岡原子力発電所・・重要な建物の出入口は防水扉で守られている

② 四国電力の橘湾発電所・阿南発電所

- ・東南海・南海地震を想定した津波対策・・水没する1階部分の対策としての防潮扉の設置・移設・基礎かさ上げ等

③ 四国東南海地震対策連絡調整会議

- ・構成：四国管内の被告国の出先機関（保安院の四国支部等）及び四国4県の防災担当部局等・・電気事業連合会も資料提供で協力

- ・平成19年3月発行の一般啓発用パンフレット

- ・「電気設備の高所設置や開口部の浸水防止対策を万全にし、電気設備が水に浸からないようにするすることが重要です。」等と啓発

(5) 小括」

なお、上記(5)の項目の記述は、次のとおりである。

- ・「以上のとおり、本件事故前においても、津波対策として、被告東電の内部及び外部において、水密化等の溢水対策が行われていた。渡辺敦雄氏が、「電気設備を高所に設置したり、電気設備の設置さ

れている建屋や部屋を水密化したりといった津波対策は、1F事故後に初めて行われるようになったものではなく、一般の設備の対策として、当たり前に行われていた。原子力発電所の非常用電源設備については、一般の電気設備以上に万全の浸水防止措置がなされるべきであったにもかかわらず、東京電力はこれをおろそかにしたのである」と述べているとおりである（渡辺敦雄意見書（甲口80）・10頁）。

## 2 補充主張（その1）・・事故前の水密化対策の実施状況について

### （1）被告東電の実施状況

平成3（1991）年の福島第一原発1号機における屋内海水漏えい事故を受けて、各号機の内部溢水対策として、一部の重要機器室の入口扉の水密化、原子炉建屋（R/B）1階電線管貫通部トレーニハッチの水密化等の措置をとった（被告東電『福島原子力事故調査報告書』（乙イ2の1）・38頁）。

### （2）日本原電の東海第二原子力発電所における推進本部予測の津波地震対策の実施状況

ア 平成21（2009）年9月までには、建屋内の防水扉対策、防潮シャッター対策及び防潮堰対策といった敷地への浸水を前提とした津波対策を完了していた（安保証言（丙口179）・資料45、46）。

イ 日本原電の担当者と東京電力の担当者とは、長期評価の見解や貞観津波への対応を巡って密に打ち合わせを行うなどして、日本原電が長期評価の見解に基づく津波を想定した水密扉の設置を検討していることが東京電力に対して明らかにされていた（安保

証言（丙口 179）・資料 6、7、9、11、15、17、24、  
25、27、29、30、33、34）。

（3）中部電力の浜岡原子力発電所における津波対策の実施状況

- ① 遅くとも平成 15 年 9 月までには、原子炉建屋出入口に腰部防水構造の防護扉を設置（「月刊エネルギー」2003 年 9 月号掲載の記事「中部電力取締役宮地克人氏に聞く 東海地震と浜岡原子力発電所 “安政東海地震” を最強地震として耐震設計」（甲口 93）・21 頁）
- ② 平成 20 年 2 月 13 日、保安院に対し、津波対策として建屋やダクト等の開口部からの浸水への対応を進めていることや、海水ポンプ周りに防水壁設置案を検討することを報告（中部電力から保安院名倉審査官宛てメール・甲口 94 の 1、及び同メール添付の資料「浜岡原子力発電所 3、4 号機 津波に対する総合的な対策について」・甲口 94 の 2）
- ③ 東電土木調査グループも、同年 12 月には、阿部教授から次のとおり述べられて、当該情報を得るとともに、津波対策として参考にするように助言されていた（阿部検面調書（甲口 64）・12 頁）。  
・「私は東京電力は、地震本部の長期評価を前提とした津波対策をした方よいと考えており、浜岡原子力発電所では、最近、壁の設置などの対策を始めたとの情報を得ていましたので、東京電力の担当者に対しても、浜岡原子力発電所の対策を参考にしてはどうかという助言もしました。」

3 補充主張（その 2）・ドライサイトコンセプトを否定する安  
保秀範氏の証言

## (1) 証言の内容

安保氏は、東京地裁における東電旧経営陣の刑事裁判において、日本原電の東海第二原子力発電所における津波地震対策の実施状況について、次のようにドライサイトコンセプトを否定する証言をしている（安保証言（丙口179）・99頁、「Q」は弁護人の質問、「A」は安保氏の証言。）

Q：盛り土と水密化対策というふうにおっしゃられるんですけども、ドライサイトという考え方がありますよね。

A：はい。

Q：ドライサイトというのはどういう意味なんでしょうか。

A：水を来ないようにすることだと思いますが。

Q：基本的には原子力発電所の津波の対策はドライサイト、要するに水が来ないようにする、これが大前提だったんじゃないでしょうか。

A：そのときには全てをドライサイトにするというような、ここではやってなかつたです。

## (2) 上記証言の評価・・ドライサイトコンセプトの明確な否定

① この証言は、原子力発電所の津波対策におけるドライサイトコンセプトの実施状況を質問されたことに対する回答であり、反論のドライサイトコンセプトを明確に否定し、反論が誤りであることを明らかにしたものである。

② 証言は、日本原電における津波対策の実施状況を踏まえたドライサイトコンセプトの否定であるが、安保氏が、被告東電、東電設計及び日本原電に勤務した経歴を有し各電力会社の津波対策の実務の実状に通曉しているところから、単に日本原電においてのみならず、我が国の電力会社において、反論のドライサイトコ

ンセプトが実施されておらず、誤りであることを明らかにしたもののと解され、かつ、その証言が真実であることは、原告が明らかにしている多数の電力会社における水密化の実施状況等からも明らかである。

- ③ 要するに、被告東電においてもドライサイトコンセプトではなかったということである。

#### 4 被告国の追加反論について（その1）・・原告第24準備書面

第1章第2の2の「（2）反論が依拠する専門家の意見も、反論のドライサイトコンセプトの根拠とはならないこと」について

##### （1）原告が主張している事項

原告は、反論が依拠する専門家の意見も、反論のドライサイトコンセプトの根拠とはならないことを、次の項目において述べている。

- ① 阿部清治意見書（丙ハ65・44頁）・・反論のドライサイトコンセプトの考え方を否定する見解であり誤用
- ② 今村文彦意見書（丙ロ51・38頁）・・東京高裁証言でドライサイトコンセプトを否定
- ③ 岡本孝司意見書（丙ハ59・14頁）・・投入できる資源や資金にも限界がある等を理由に高度の回避義務を否定し得ることを前提とした誤った意見
- ④ 山口彰意見書（丙ハ63・6頁）・・リソースが有限であること等を理由に高度の回避義務を否定し得ることを前提とした誤った意見

##### （2）追加反論がない事項

原告が主張している上記の①阿部清治意見書、③岡本孝司意見書及び④山口彰意見書については、追加反論はない。したがって、事

実上、認めているものと解される。

(3) 追加反論の概要とそれが失当であることについて・・原告が主張している上記②の今村氏の東京高裁における証言について

#### ア 追加反論の概要

原告が原告第24準備書面第1章第2の2(2)イにおいて、今村氏が東京高裁においてドライサイトコンセプトを否定する証言をしていると主張していることに対し、被告国第26準備書面第7の1・140頁において、次のとおり述べて「ドライサイトコンセプトの考え方を撤回してこれを否定する証言をしているものではない。」としている。

① 原告が引用する前記証言の直前に、今村教授が建屋の水密化の措置について工学的な検討の対象に「なるとは思います。今の時点では。」と留保を付した上で、

② 「ただし、当時の検討には入ってませんでした。」(東京高裁今村証言(丙口第175号証の1)33頁)と証言している。

③ (上記①②)からも明らかのように、今村教授は、本件事故を経験した前記証言時点における認識として、建屋の水密化が津波対策の検討対象となる旨を述べたにすぎない。

#### イ 失当

(ア) 上記反論は、「当時の検討には入ってませんでした。」の証言を正解しない反論であること

① 原告第24準備書面16~17頁にて引用のQ.Aのとおり、「当時の検討には入ってませんでした。」に続くQ.Aは次のとおりである。

Q: 当時はまだ、敷地を越える津波が想定されることは思っていなかつたということですよね。

A：はい、そのとおりです。

- ② この Q A のとおり、「当時の検討には入ってませんでした。」の理由は、「当時はまだ、敷地を越える津波が想定されるとは思っていなかった」ことによるものであり、推進本部予測を想定外としていたことが理由であることを証言しているのである。
- ③ このことは、以下の（イ）～（オ）により更に明らかになっている。

（イ） 多重防護の観点から防潮堤とともに水密化の必要性も認め  
る証言をしていることは、原告第 24 準備書面 17 頁にて引  
用の次の Q A から明らかである。

Q：・・万が一にも・・防護の多重化という観点から、防潮  
堤の設置とともに、これも比較的低額で実施可能な建屋の  
水密化というのも、同じように工学的には検討の対象には  
なるんじゃないでしょうか。

A：はい、そのとおりです。

（ウ） 本件事故前から水密化の発想があったことを認める証言をして  
いることは、原告第 24 準備書面 17 頁にて引用の次の Q A から  
明らかである。

Q：福島第一原発事故以前には、津波対策として、防潮堤ある  
いは防波堤を考える発想はあったかもしれないけれども、  
水密化については発想がそもそも難しかったんじゃない  
かと、そういう趣旨の意見を述べていらっしゃいますか。

A：いえ、発想自体はあったと思います。しかし、具体的に防  
水扉をどこに設置するのか、高さはどうなのか、設計上や  
るような根拠はなかったと思います。

また、設計上の根拠があれば対策が提示されたことを認める

証言をしていることは、原告第24準備書面17頁にて引用の次のQ Aから明らかである。

Q : 設計上の根拠があるということになれば対策の仕方はおのずと見えてくると。

A : はい、そのとおりですね。御説明いただいた専門家のいろいろな対策が提示されていたと思います。

(エ) 推進本部予測を想定すべきこととなれば、水密化も当然あつていいと証言していること

① 原告第24準備書面17~18頁にて引用の裁判長との

Q Aは、次のとおりである。

Q : ・・データがなかったということでしょうか。

A : はい、そう考えています。

Q : 非常用電源設備を高所に作るとか、そういった発想 자체はもう本件事故前からあった、それも。

A : ええ、どの程度あったかというのが議論なんですけれども、考えとしては当然にあるわけですね。ただし、どこに置くのか、また、どのくらい、何台置くのかというのはしっかりととした根拠に基づいて設置しなければ意味がないと思います。

Q : そうすると、要するに防潮堤をどのくらいの高さにするか、どれくらいの厚さにするかというところのデータがないという話と、パラレルな形で捉えられるということでしょうか。

A : そうですね。関連はあります。いずれも設計ということで、評価できるものに関しては対応をしていこうと、その中で防水とか、そういうものも当然あってもいいわけ

です。

② 上記証言のとおり、今村氏の「データがなかった」というのは「設計の根拠」のことであり、推進本部予測を想定外としていたことを述べているにすぎず、想定すべきこととなれば、そのデータに基づいて水密化も当然あっていいと言っていることは、明らかである。

#### (オ) 小括

① 以上のとおり、今村氏が、本件事故前から、水密化の発想があり、推進本部予測を想定すべきこととなれば、そのデータに基づいて、多重防護の観点から、水密化も当然あっていいと述べて、ドライサイトコンセプトを否定する証言をしていることは明らかである。

② 要するに、反論こそ、「今村教授の証言の一部のみを恣意的に引用」（83頁）しているに過ぎない。

### 5 被告国の追加反論について（その2）・・原告第24準備書面 第1章第2の2の「（3）被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の溢水対策についての知見の状況に反すること」について

#### （1）渡辺敦雄氏の意見書について

##### ア 原告の主張事実

渡辺敦雄氏の2019年3月14日付け「被告東電株主代表訴訟における結果回避可能性に関する意見書」（甲口80、以下「渡辺敦雄意見書」という。）（21～23頁）の意見は、次のa）、b）、c）の事項についてであり、その要点は各事項毎に記したとおりである。

a ) 同氏の経歴

b ) ドライセプトコンセプト論の誤り

① 筆者は、1Fの3号機建設当時から東芝で発電所の配置計画など基本設計に携わっていた。本件事故前においても、反論が主張するような「ドライセプトコンセプト」という概念は、東芝の第一線で活躍していた複数の技術者（たとえば、後藤政志氏など）にも確認したが、設計者の間では使用されていなかった。

② 一方、原子力発電所の安全性を確保するための手法の一つに「多重防護」という設計手法があった。つまり、原発関係者では、多重防護及びその設計哲学をさらに進化させた深層防護の考え方は、本件事故発生以前から現在まで引き継がれている設計の基本方針であり、常識であった。

c ) 岡本敦雄氏の意見書は真実を述べたものではないこと（5～6頁）

岡本氏が上記意見書15頁において、「本件事故前に、津波対策として、主要施設の水密化や非常用電源・配電盤・高圧注水系等へ接続するための各種ケーブル等の高所移転を行うべきなどという提言をした人は、事業者の中にも規制をする国の側にも、われわれ専門家の中にも一人としていませんでしたし、そもそもそのような発想自体がなかったのです。」と述べている点について、次のとおり指摘している。

① 岡本氏は、大学院修了後、三菱重工に数年勤務した経歴を有する原発技術者であり、その後も、原発関係学者として活躍した。当然筆者が既述した「ラスムッセン報告書」も知悉しているはずである。

② よって、少なくとも彼を含む専門家は、もし平成20（2008）年3月に15.7mの津波シミュレーションを入手していれば、それ以上詳細なP.S.Aを実施するまでもなく越流による重要機器の冠水を予測でき、溢水対策の必要性を認識することができた、と考えるのが合理的である。

③ これは、内田秀雄氏のいう「あるとは思えないような仮想的事故の発生を想定しても」という設計思想を実現する具体的手段であった。

④ したがって、内田氏の薰陶を受けたはずの岡本氏の「そのような発想自体がなかった」という記述は、筆者は、真実を述べているとは到底考えられない。

#### イ 追加反論がないこと

① 被告国は、被告国第26準備書面の「第3 渡辺氏の意見の信用性が乏しいこと」（88～94頁）において、渡辺氏の意見書に対する反論を全面的に展開しているが、原告がその主張に引用する上記意見書の事項については、何も論及していない。

② 要するに、原告がその主張に引用する上記意見書の意見は、客観的事実に基づく意見であるため、その事実自体が否定できず、反論できないということで、事実上、認めているもの解される。

### （2）佐藤氏の意見書について

#### ア 原告の主張事項

佐藤暁氏の平成30年8月1日付け「関西弁護団からの質問に対する回答書」（甲口81、以下「佐藤回答書」という。）についての意見は、次のa)及びb)の事項についてであり、その要点は各事項毎に記したとおりである。

a ) 筆者の経歴（2頁）

b ) ドライサイト・コンセプトと結果回避措置についての質問に対する回答

① ドライサイト・コンセプトについて

- ・ 米国の設計指針 R G 1.1 0 2においては、溢水対策の分類として、1) Dry Site、2) Exterior Barrier、3) Incorporated Barrier の3つが述べられており、そもそも防潮堤の設置はドライサイト(Dry Site)ではなく、分類が別の2) Exterior に属するものである。
- ・ ドライサイトとは、地盤を設計基準水位よりも高い位置に設定することを意味する。したがって、元はドライサイトのつもりで設計したものの、その後の見直しで設計基準水位の方が地盤より高くなり、ドライサイトでなくなってしまう原子力発電所に対し、「ドライサイトを維持する」ためには、大規模な土盛りをして敷地を高くし、たとえば建屋の2階を1階にするなどした上で、入り口や吸・排気口を高い位置に移設することを必要とします。しかし、現実的に適用できる方法であるとは思われない。

② 防潮堤が唯一の対策であるとの主張の妥当性

- ・ 既に運転期に入った原子力発電所について、今日の安全性さえ保証できないハザードの存在が認識された場合、その対応には、第一に即応性と即効性が求められる。長い工期を要する防潮堤の設置は、仮にこれを行うとしても、その完成までの間、  
プラントの運転停止かつなぎとしての補完措置が必要になる。
- ・ さらに、防潮堤を設置する案には、長い工事期間を要すると

いう大きな短所がある他に、そもそも完成させるためにかなりの費用がかかり、費用対効果の評価に耐え得ない可能性がある。先に列挙したように、当然思い付くべき、防潮堤よりも即応的、経済的な対策は、他にもある。

- ・ 米国カリフォルニア州のディアブロ・キャニオン原子力発電所が海水ポンプに採用した排熱用のシュノーケルは、一つのヒントになったはずである。

#### イ 追加反論がないこと

- ① 被告国は、被告国第26準備書面の「第4 佐藤氏の意見が信用性を欠くこと」(94~104頁)において、佐藤氏の意見書に対する反論を全面的に展開しているが、原告がその主張に引用する上記意見書の事項については、何も論及していない。
- ② 要するに、上記意見書の意見は、渡辺意見書と同様に、客観的事実に基づく意見であるため、その事実自体が否定できず、反論できないということで、事実上、認めているもの解される。

### 6 被告国の追加反論について（その3）・・原告第24準備書面 第1章第2の2の「(4) 被告国主張のドライサイトコンセプト は、本件事故前の津波対策の状況にも反すること」について

#### (1) 原告の主張事項

原告第24準備書面第1章第2の2の(4)・25~29頁における主張事項は、次のア~イのとおりである。

#### ア 被告東電内部における対応状況

- ① 溢水勉強会における被告東電の長澤氏らが作成した資料である平成18年2月15日付け「想定外津波に対する機器影響評価の計画について（案）」（長澤和幸氏の平成24年10月

29日付け検察官面前調書（甲口82）添付資料5）中の記載

② 平成20年2月16日御前会議の説明用資料である高尾証

言資料（甲ハ98の4）中の資料58中の記載

③ 平成23年2月14日開催の福島地点津波ワーキング第4

回議事録（高尾証言資料中の資料179）中の記載

イ 被告東電の中央防災会議での報告（渡辺敦雄意見書（甲口80、8～9頁））

ウ 被告東電外部の関係機関における対応状況

（ア）中部電力浜岡原子力発電所の例（渡辺敦雄意見書甲口80、8頁）

（イ）四国電力の東南海・南海地震に対する対策について（渡辺敦雄意見書（甲口80、9頁））

（ウ）「電気設備の高所設置や開口部の浸水防止対策を万全に！」  
というパンフレット（渡辺敦雄意見書（甲口80、10頁））

（2）追加反論がない事項

上記反論ア①溢水勉強会、同②の平成20年2月16日御前会議の説明用資料については、追加反論はない。したがって、事実上、認めているものと解される。

（3）追加反論（その1）・・上記反論イウの渡辺意見書について

ア 追加反論の概要

・「渡辺意見書の信用性が欠けていることは前記第3のとおりである」としているのみである。

イ 失当

① 被告国は、被告国第26準備書面の「第3 渡辺氏の意見の信用性が乏しいこと」（88～94頁）において、渡辺氏の意見書に対する反論を全面的に展開しているが、原告がその主張

に引用する上記意見書の事項については、何も論及していない。

② 要するに、原告がその主張に引用する上記意見書の意見は、客観的事実に基づく意見であるため、その事実自体が否定できず、反論できないということで、事実上、認めているもの解される。

(4) 追加反論（その2）・・上記反論ア③の福島地点津波対策ワーキングにおいて検討されていた水密化について

ア 追加反論の概要

・「福島地点津波対策ワーキングにおいて海水ポンプ等の水密化が検討されていたことやその他の原告が指摘する事例をもって、これが、建屋等の全部の水密化が可能であったことを示すものでも、規制機関においてこれを命ずるべき根拠となるものでもない。」（被告国第26準備書面156頁）

イ 失当・・原告の主張を正解しない反論

(ア) 原告が主張しているのは「本件事故前においても、津波対策として、被告東電の内部及び外部において、水密化等の溢水対策が行われていた」という事実であって、「建屋等の全部の水密化が可能であったこと」や「規制機関においてこれを命ずるべき根拠となる」などということではない。

(イ) 反論は、「被告東電の内部及び外部において、水密化等の溢水対策が行われていた」という事実自体は否定できず、これを認めた上ででの反論をしているに過ぎないのである。

(ウ) そして、ドライサイトコンセプトということであれば、被告東電の内部、外部でそのようなドライサイトコンセプトに反する水密化の検討が行われているはずがないことは、言うまでもない。

(エ) 以上、要するに、被告国のかかる反論は、何らドライサイトコンセプトの根拠となるものではなく、逆に、原告の主張するドライサイトコンセプトの否定を認めていることを意味するに過ぎないことは、明らかである。

## 7 被告国の追加反論（その1）～（その3）の小括・・「ドライサイトコンセプト」は責任回避のための造語

### （1）反論のドライサイトコンセプトは本件事故前の電力業界における客観的な事実に反し成り立たないこと

以上、追加反論についての（その1）～（その3）において述べたとおり、被告国のドライサイトコンセプトの反論が依拠する専門家の意見がその根拠となるものではなく、逆に、本件事故前の溢水対策についての知見として渡辺氏及び佐藤氏の意見や、被告東電の内部、外部における本件事故前における溢水対策の客観的な実施状況等によって、反論のドライサイトコンセプトが、本件事故前の電力業界における客観的な事実に反し、成り立たないことを明確にしているということである。

### （2）ドライサイトコンセプトは被告らが責任回避のために意図的に作出了したもの

被告らは、平成14（2002）年7月に公表させていた推進本部の長期評価を想定外として、被告東電においては何らの回避措置を講じず、被告国も何らの規制権限も行使せずに、長期間放置し、その必然的な結果として本件事故を惹起させておきながら、その責任を回避する意図で、本件事故前には存在していなかったドライサイトコンセプトなる概念を作出して、防潮堤等以外の水密化等の回避措置を、その回避可能性が不確実であるとして排斥して、回避措置

義務の対象を防潮堤等に限定する一方で、当該防潮堤については、平成20（2008）年の津波試算の不確実性を無視して局所的、部分的防潮堤で合理性があり足りるとすることにより、本件事故は回避出来なかつたとする結論を導き出して、正当化していると解する以外にない。そして、それが誤りであることは、既述のとおり、明らかであるということである。

## 8 裁判例について（その1）・最高裁統一判決

### （1）多数意見

#### ア 内容・ドライサイトコンセプトを容認

多数意見は第3の1（2）において、次のとおり、ドライサイトコンセプトを容認する旨を述べている。

① まず、既述のとおり、「本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、・・防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。」「本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。」等としている。

② 次いで、「他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であつたことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なもの

のであったと解すべき事情はうかがわれない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかつたということはできない。」として、本件事故以前の知見を理由に防潮堤等以外の措置義務を否定している。

#### イ 評価

(ア) 事実誤認、民事訴訟法違反の誤った意見であること

上記の多数意見が事実誤認、民事訴訟法違反の誤った意見であることは、既述のとおりである。

(イ) 法規範違反の事実が存在することを理由に法規範を否定するという誤った意見であること

① 本件事故以前に被告国にいかなる回避措置義務が課されていたのかを明らかにしなければ、被告国の責任の有無を論じることはできないことは、法理論上、言うまでもないことである。

② しかるに、多数意見は、被告国に回避義務としていかなる措置義務が課されていたかという法規範の論点には何ら論及しないまま、津波対策についての「本件事故以前における知見」という事実を挙げて、その事実の相当性を何ら吟味しないまま、無批判的に容認して、かかる事実の存在を理由に法規範の存在を否定するという、法理論的に理解し難い結論を導いている。

③ しかも、多数意見の「本件事故以前における知見」なるも

のが、事実誤認、民事訴訟法違反の誤った意見であることは、上述のとおりである。

## (2) 菅野裁判官の補足意見

### ア 内容

菅野裁判官は、「私が多数意見の結論に至った趣旨につき、補足して意見を述べておきたい。」として、以下のとおり意見を述べている。

(ア) まず、多数意見と同旨のドライサイトコンセプトを容認する意見を、次のとおり述べている(以下「補足意見①」という。)。

・「現在では、津波に対する対応として、敷地の高さや防潮堤、防波堤等により敷地の浸水を許さないという考え方(いわゆるドライサイトコンセプト)に頼るだけではなく、施設の水密化等の浸水を予期した防護措置も含めた多重的な防護を検討するとか、津波を対象にしたシビアアクシデント対策を検討するなど、様々な取組みが行われている。しかし、これらは、正に本件事故を教訓として、規制レベルや技術水準が変化し、発展したものであり、本件事故以前は、合理的で確実な津波対策として、上記ドライサイトコンセプトの下、防潮堤、防波堤等の設置により敷地の浸水を防ぐことが適正な技術水準となっていたものである。そして、本件長期評価に基づいて想定される津波は、相当に大きな規模のものではあるが、上記防潮堤等の設置によって対処することができなかったことをうかがわせる事情はなく、本件事故以前の知見の下において防潮堤等の設置よりも確実性があると考えられていた防護措置があったとも認めがたいことは、多数意見が判示するところから明らかである。したがって、本件長期評

価を前提とする津波対策として、防潮堤等の設置以外の防護措置が講じられなければならなかつたとか、そのような防護措置が講じられた蓋然性があるということはできない。」(14頁)

(イ) 以上の意見に續いて、以下のとおり、多数意見の問題点について自問自答する形で補足意見を述べている。

a ) 津波予測の困難性・津波対策の不確実性と他の防護措置との関係について、次のとおり述べて、他の防護措置の必要性を否定している（以下「補足意見②」）という。）

・「将来発生する津波の予測が困難であり、津波対策に不確実性があること等を強調して、防潮堤等の設置と併せて他の防護措置も講ずべきであったとする議論については、本件事故以前にそのような議論を本格的に行っていった専門家等がいたことはうかがわれず、本件事故後に進展した現在の知見に基づく議論と言わざるを得ない。」

b ) 防潮堤等が完成するまでの間における脆弱性を根拠とする水密化等の措置の必要性を、次のとおり述べて否定している（以下「補足意見③」）という）。

・「防潮堤等が完成するまでの間にも施設の浸水に対する脆弱性を放置することは許されず、この間に施設の水密化措置を講ずる必要があったのではないかという考え方もあり得ようが、本件事故以前に施設の水密化措置が確実な津波対策になり得るとの専門的知見が存在していたことはうかがわれないのであるから、これによって上記脆弱性が解消すると判断されるわけでもないのに、そのような措置が講じられるべきであったとか、講じられた蓋然性がある

ということは困難である。」

c) 防潮堤等が完成するまでの間における一時停止等の措置の必要性について、次のとおり「検討されることとなろう」と述べるだけで済ましている（以下「補足意見④」という。）。

・「上記脆弱性への対処としては、防潮堤等が完成するまでの間、原子炉の運転を一時停止することや防潮堤等の設置工事を急ぐことが検討されることとなろう。」

d) 事故の深刻かつ甚大な被害を理由に防潮堤等以外の措置を講ずるべきであったとは言えないとして、次のとおり述べている（以下「補足意見⑤」という。）。

・「本件事故は深刻かつ甚大な被害をもたらしたが、いかに被害が深刻、甚大であるからといって、本件事故以前には、主たる津波対策として採用された実績がないばかりか、ほとんど議論もされていなかった防護措置を想定して、その措置を講じていれば本件事故は防げたのであるから賠償責任が認められるという判断を導くことは相当でない。」

## イ 評価

### (ア) 補足意見①について

① 誤った意見であることは、基本的に、多数意見と同様であり、その多数意見が誤りであることの理由は、上述したとおりである。

② 加えて、本件事故以前におけるドライサイトコンセプトという違法状態を解消したのが本件事故以後の規制の実状であることを無視した意見である。

③ 要するに、法規範違反の事実が存在し横行していることをもって法規範を否定するという法理論的に誤った意見であ

る。

(イ) 補足意見②について

- ① 被告らが、高度の注意義務を無視して推進本部予測を想定外としてまともに議論さえ行うこと回避していた現状をそのまま肯定するもので、事実上、高度の注意義務が課されていることを否定した違法な意見である。
- ② そもそも、既述の各原子力発電所における水密化等の対策の実施状況を無視した意見であり、かつ、専門家として、阿部勝正教授が浜岡原発の水密化の実状を指摘して水密化の必要性を述べていた等の事実も無視している。

(ウ) 補足意見③について

- ① 法規範違反の事実の存在をもって法規範を否定するという法理論的に誤った意見である。
- ② 加えて、防潮堤等については「合理的な試算」であれば足りるとする一方で、他の措置については「確実な措置」であることを要するという矛盾した意見である。

(エ) 補足意見④について

- ① 防潮堤等が完成するまでの間における一時停止等の措置の必要性について、「検討されることとなろう」と述べるだけで済ましていて、検討の結果、必要性を認めることとなるのか否かについては、何も述べていない。
- ② 一時停止の措置が必要ということであれば、多数意見と異なるのであるから、必要性を認めなかつたと解する以外にはい。
- ③ しかし、その理由は何も述べていないのであるから不明と言う以外になく、結局、菅野裁判官は、必要性を否定する理

由を示せなかつたと解する以外にない。

(オ) 補足意見⑤について

- ① 事故の深刻性、甚大性に対応した法規範としての安全義務が高度の注意義務であり、かかる義務に違反してほとんど議論されてなかつたとすれば、その現実が違法である。しかるに、補足意見は、この違法な現実をもって法規範を否定するという法理論的に誤った意見を展開しているのである。
- ② また、事故以前の実績について、事実誤認をしているのであり、前提において誤った意見である。

(カ) 小括・・菅野裁判官の補充意見が多数意見の誤りを浮き彫りにしていること

- ① 多数意見は、菅野裁判官、草野裁判官、岡村裁判官の3名であるが、菅野裁判官は、裁判官出身であり、多数意見の問題点を補充しておく必要があるとして論及したものと解される。
- ② したがつて、多数意見の有する重大な問題点を自ら提示したという意味では評価できる。
- ③ しかし、その補充意見がことごとく法規範と現実の法理論上の関係を誤り、かつ、事実誤認を前提とするものであつて、かえつて、多数意見が多面的な観点からの吟味に堪えない誤りの意見であることを強調し、浮き彫りにする結果となつていることは、明らかである。

(3) 三浦裁判官の反対意見

ア 意見の内容

三浦裁判官は、その意見の「5 結果回避可能性等」中の(3)アからエにおいて、以下のとおり、ドライサイトコンセプトを否

定し、かつ、これを容認する多数意見を批判している。

(ア) 「(3) ア」について

a ) 防潮堤完成まで危険を放置することは、法令の趣旨、目的に反するのみならず、技術基準に適合しないとみることもできること

① 防潮堤等完成まで危険を放置することは、法令の趣旨、目的に反するのみならず、技術基準に適合しないとみることもできること

- ・「防潮堤等の設置が完了するまでの間、このような危険を放置することは、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするという法令の趣旨に反するというべきである。」(44頁)

- ・「津波による浸水が現に想定される場合において、本件非常用電源設備の機能を維持するために必要な措置が講じられていないことは、この点でも、技術基準に適合しないとみることもでき、速やかに適切な措置を講ずる必要があった。」(44頁)

b ) 水密化等の実績があつたこと

- ・「その当時、国内及び国外の原子炉施設において、一定の水密化等の措置が講じられた実績があつたことがうかがわれ、扉、開口部及び貫通口等について浸水を防止する技術的な知見が存在していたと考えられる。」(44頁)

(イ) 「(3) のイ」について・・多数意見の容認するドライサイトコンセプトの誤りを指摘

①「多数意見は、本件事故以前の知見の下において、安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が津波により浸水するこ

とが想定される場合に、適切な防潮堤等を設置するという措置が津波対策として不十分であったと解すべき事情はうかがわれず、それ以外の措置が講じられた蓋然性があるということはできないとする。」（45頁）

②「しかし、津波に対する安全性評価については、旧安全設計審査指針においても、平成2年安全設計審査指針においても、30年以上にわたり、地震以外の自然現象を包括して抽象的な指針が定められているだけであって、津波の想定やこれに対する防護の在り方に関する具体的な指針は定められなかつた。」（45頁）

③「多数意見は、本件事故以前の津波対策について、津波により上記敷地の浸水が想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであったことを強調するが、このことを定めた法令はもとより、そのような指針が存在したわけでもなく、また、本件長期評価の公表以前に、防潮堤等の設置により上記敷地の浸水を防止することを前提として、原子炉の設置許可等がされた実績があったこともうかがわれない。」（45頁）

④「それまでは、想定される遡上波が到達しない十分高い場所に上記原子炉施設が設置されることにより安全性が確保されているとして、津波による浸水が想定される場合の対策については、十分な検討がされていなかったというべきであろう。」（45頁）

⑤「本件のように、それまで想定されなかった津波による浸水を防止するために、事後的に防潮堤等を設置せざるを得なくなつたことは、まさに前例のない事態であり、東京電力とし

ては、この事態に即応して、極めてまれな災害も未然に防止するために適切な措置を講ずる法的義務を負っていたものである。」（45頁）

⑥「本件技術基準に従って講すべき措置については、本件長期評価を前提とする具体的な事情の下で、そのような災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべきであり、こうした措置を蓋然性の考慮から除外すべき理由はない。」（45～46頁）

(ウ) 「(3)ウ」について・・津波が予測が困難な自然現象であり、取り返しのつかない深刻な被害を確実に防止するという法令の趣旨の観点からドライサイトコンセプトの誤りを指摘していること

①「津波による浸水を前提としない設計を妥当なものとして維持するには、少なくとも、その浸水の防止が確実なものでなければならない。」（46頁）

②「しかし、そもそも、津波は、予測が困難な自然現象であって、これに関連する科学技術も不斷の発展過程にある中で、最新の知見に基づいて想定された津波であっても、これを超える津波が発生する可能性をおよそ否定することは困難である。」

③「しかも、長年にわたり、津波の想定や防護の在り方について、科学的、専門技術的観点から確実な根拠に基づく具体的な指針が定められなかつたことは、耐震安全性における基準地震動や耐震設計等に関する詳細な指針と比較しても、津波に対する安全性評価の不確実性を示しており、それは、設計方針の評価に関わる重要な問題であった。」（46頁）

- ④「さらに、本件長期評価に基づく適切な試算により、稼働中の原子炉について、設置許可当時の設計津波水位（海拔 3.122 m）の 5 倍超という、想定を大幅に超える津波が想定されるに至り、本件発電所においては、30 年以上にわたり、各時点の知見に基づく津波の想定による対応では本件敷地の浸水が確実に防止されておらず、極めて危険な状態で原子炉の稼働を続けてきたことが明らかとなる。これは、それまでの安全性を根底から覆し、それが「神話」であったことを示すものといつてもよい。」（46 頁）
- ⑤「取返しのつかない深刻な災害を確実に防止するという法令の趣旨に照らすと、津波による浸水を前提としない設計をそのまま維持することは、もはやその合理性を認め難いものであった。・・極めてまれな可能性であっても、本件敷地が津波により浸水する危険にも備えた多重的な防護について検討すべき状況にあったというべきである。」（47 頁）
- ⑥「これらの事情を総合すると、本件技術基準の適用に関し、上記水密化等の措置は、防潮堤等の設置が完了するまでの間において、本件非常用電源設備の機能を維持するために必要かつ適切な措置であるとともに、その後も、本件非常用電源設備の多重的な防護を図るものとして必要かつ適切な措置であったということができる。」（47 頁）
- ⑦「このような試算は、本件事故以前には公表されなかったことがうかがわれ、そのような状況で、これを前提とする専門家等の具体的な議論が広く見られなかつたとしても、それはむしろ当然のことであり、それが上記のような多重的な防護の必要性等を否定する理由となるものではない。」（48 頁）

⑧「したがって、経済産業大臣が技術基準適合命令を発した場合、東京電力としては、速やかに、上記水密化等の措置を講ずる必要があったものであり、その実施を妨げる事情もうかがわれず、それが実施された蓋然性が高いということができる。」（48頁）

(エ) 「(3) エ」について・・多数意見は法令の趣旨や解釈に何ら触れないままドライサイトコンセプトを容認するがドライサイトコンセプトは法令の趣旨や解釈に反すること

①「多数意見は、このような状況における認識や知見に基づき、上記法令の趣旨や解釈に何ら触れないまま、上記水密化等の措置の必要性や蓋然性を否定している。」（49頁）

②「これは、長年にわたり重大な危険を看過してきた安全性評価の下で、関係者による適切な検討もなされなかつた考え方をそのまま前提にするものであり、上記法令の解釈適用を踏まえた合理的な認識等についての考慮を欠くものといわざるを得ない。」（49頁）

③「上記のような不作為や懈怠に伴う不十分な認識等は、本件技術基準が求める適切な措置の必要性等を否定する根拠となるべきものではない。」（49頁）

#### イ 評価

(ア) 上記アについて

① 防潮堤完成まで危険を放置することは、法令の趣旨、目的に反するのみならず、技術基準に適合しないとみることもできると適切に述べている。これは補足意見③・④の誤りを適切に指摘したものである。

② 原子力発電所において水密化等の実績があったことや技

術的知見があったことを適切に認めている。これは、多数意見及び補足意見①の誤りを適切に指摘したものもある。

(イ) 上記イについて

- ① 被告国は「極めてまれな災害も未然に防止するために適切な措置を講ずる法的義務を負っていた」とした上で、「本件技術基準に従って講すべき措置については、本件長期評価を前提とする具体的な事情の下で、そのような災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべきであり、こうした措置を蓋然性の考慮から除外すべき理由はない。」としている。
- ② これは、多数意見及び補足意見①の容認するドライサイトコンセプトの誤りを適切に指摘したものである。

(ウ) 上記ウについて

- ① 津波が予測困難な自然現象であり、取り返しのつかない深刻な被害を確実に防止するという法令の趣旨の観点からドライサイトコンセプトの誤りを指摘している。
- ② これは、補足意見②の津波予測の困難性・津波対策の不確実性と他の防護措置との関係についての意見及び補足意見⑤の事故の深刻かつ甚大な災害を理由に防潮堤等以外の措置を講ずるべきであったとは言えないとする意見が誤りであることを適切に指摘したものもある。

(エ) 上記エについて

- ① 多数意見は法令の趣旨や解釈に何ら触れないままドライサイトコンセプトを容認していると、適切に指摘している。
- ② そして、多数意見及び補足意見が容認するドライサイトコンセプトは、伊方最判を踏まえた法令の趣旨や解釈に反する

ことを適切に指摘している。

③ 多数意見が法令の趣旨や解釈に何ら触れていないことは既述のとおりであり、かつ、触れれば伊方最判を踏まえた法令の趣旨や解釈をする以外にないこととなることも、既述のとおりである。

④ 多数意見は、正に、ドライサイトコンセプトを正当化するために法令の趣旨や解釈に触れることを意図的に回避したと解する以外にない。

## 9 裁判例について（その2）・東京地裁株代判決（甲口95の1～3）

### （1）判決の要旨

ア まず、「ドライサイトコンセプト以外の措置の発送可能性について」として、次のとおり判示している（判決骨子（甲口95の1）第4の1・9頁）。

・「本件事故前我が国の原子力事業者にとって、ドライサイトコンセプト以外の津波対策措置を発想することは十分に可能であり、被告らから、想定される津波が襲来した場合に福島第一原発において過酷事故が生じないための最低限の津波対策を速やかに行うよう指示等を受けた東京電力の担当部署としては、津波が敷地に遡上しても福島第一原発においてSBO及び主な直流電源喪失といった事態が生じないための措置であって、速やかに実施できる津波対策を検討することになった可能性が高かった。」

イ 津波による過酷事故を防止し得る安全策として主要建屋及び重要機器室の水密化の措置があったとして、以下のとおり判示している（判決骨子（甲口95の1）第4の2・9頁）。

(ア) まず、次の事実等を挙げて、「東京電力の担当部署は、主要建屋や重要機器室の水密化を容易に着想して実施し得た。」としている。

- ① 東京電力が、福島第一原発の内部溢水対策として一部の水密化措置講じていたこと、溢水勉強会における浸水経路の把握
- ② 日本原電による敷地への浸水を前提とした津波対策の完了及び水密扉の設置の検討状況
- ③ 中部電力による浜岡原発の浸水を前提とした津波対策の状況

(イ) そして、具体的な水密化措置としては、柏崎刈羽原発において本件事故後に行われた次の措置と同様の措置が講じられた可能性が高いとしている。

①原子炉建屋とタービン建屋の開口部の防潮板又は防潮壁の設置、②原子炉建屋とタービン建屋の扉の水密化、③原子炉建屋内とタービン建屋内の壁の貫通部の止水処理と同様の措置が講じられた可能性が高く、④機器ハッチに対する止水処理も行われた可能性が高かった。

## (2) 本判決の評価・・ドライサイトコンセプトを否定

本判決が、原告の主張と同様に、ドライサイトコンセプトを、本件事故前に東京電力、日本原電、中部電力等において実際に津波対策として講じられていた建屋等の水密化等を挙げて、明確に否定していることは明らかであり、適切である。

## 10 裁判例の小括・・最高裁統一判決の多数意見が誤りであることは明らかであること

### (1) ドライサイトコンセプトの存否は事実認定の問題であること

- ① 最高裁統一判決の多数意見は、ドライサイトコンセプトを「基本とするものであった」等として、あたかもドライサイトコンセプトが法規範であるかのように判示している部分がある。
- ② しかし、ドライサイトコンセプトについて、三浦裁判官の反対意見が「このことを定めた法令はもとより、そのような指針が存在してたわけでもなく」等と適切に述べているとおりであり、法規範とはされていないことは疑う余地がない。
- ③ 現に最高裁統一判決の多数意見も、ドライサイトコンセプトを「本件事故以前の知見の下において」判断していて、事実認定の問題と捉えていることは明らかである。

## (2) ドライサイトコンセプトは事実によって否定されていること

- ① 我が国の原発事業者の津波対策の実施状況として、本件事故以前から、実際に津波が主要建屋の敷地に浸入してくることを前提とした建屋等の水密化措置が講じられていたことは、原告が主張立証しているとおりであり、三浦裁判官の反対意見及び東京地裁株代判決のみならず、最高裁高裁統一判決の原審である仙台高裁判決も、同様の事実に基づいてドライサイトコンセプトを否定しているところである。
- ② 最高裁統一判決の多数意見が、原審である仙台高裁が適法に認定した事実を無視してドライサイトコンセプトを容認しているところから、原告は、かかる認定が事実誤認、民事訴訟法違反の誤った認定であると評価しているところである。原審である仙台高裁が適法に認定した事実を否定し得る理由を示さない限り、多数意見が正当化されることはあり得ず、誤りであると断すべきことは言うまでもない。

第3 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること  
(その2) ・・本件事故を踏まえた津波対策の考え方について

1 原告の主張

原告第24準備書面第1章の「第3 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること (その2) ・・本件事故を踏まえた津波対策の考え方について」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。

「1 反論の概要 (被告国第19準備書面)

2 反論は失当

(1) 保安院による本件事故後の緊急安全対策の実施指示の内容は反論のドライサイトコンセプトを否定したものであること及びその意義について

ア 緊急安全対策の実施指示の内容

保安院の平成23年5月6日「緊急安全対策の実施状況の確認結果について」(甲口83・別紙1)

(ア) 短期対策

(イ) 中長期対策

(ウ) 意義

(2) 新規制基準も完全に反論のドライサイトコンセプトを否定したものであること

ア 新炉規法第43条の3の6第1項3号に規定する「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の審査を行う際の審査基準としての平成25年6月原子力規制委員会制定の「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(甲口84)

について

イ 新炉規法第43条の3の6第1項4号に規定する原子力規制委員会規則の審査ガイドである平成25年6月原子力規制委員会制定の「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」（丙ハ67）について」

## 2 被告国の追加反論の概要とそれが失当であることについて

### （1）追加反論の概要

被告国第26準備書面第7の「3 緊急安全対策等がドライサイトコンセプトを否定した旨の原告主張が失当であること」による反論の概要是、以下のとおりである。

#### ア 緊急安全対策について

① 緊急安全対策は「防潮堤等の設置を前提としつつ、本件事故を踏まえて、緊急に講ずべき措置を速やかに実施するように求めたものである。」（152頁）。

② 「したがって、緊急安全対策に関する原告の指摘は、前提において誤つており、理由がない。」（152頁）

#### イ 新規制基準について

「新規制基準は、ドライサイトの維持を津波防護の基本とし、これに加えて、本件事故後の知見に基づき、「漏水」及び「溢水」への対策を求めるものであり、防潮堤・防波堤等を設置することなく、津波がそのまま浸入することを前提に建屋等の全部の水密化をすることを求めておらず、津波が防潮堤・防波堤等を超えて敷地に流入する事象を想定していない」（152頁）。

#### ウ 重大事故等対処施設について

付言すれば、「重大事故等対処施設は、設計基準事故を除く重大事故に

対処する施設（設置許可基準規則2条2項11号並びに丙口125号証＜考え方＞117頁、135頁及び136頁参照）である以上、設計基準に係る設計想定津波に対する規制と比較する意味はない。」（153頁）

## （2）上記追加反論が失当であること

### ア 緊急安全対策について

- ① 反論は、「緊急安全対策」であっても、「防護壁や防潮堤を建設する計画を有していること」を求めているとして、ドライサイトコンセプトを否定したものではないとしているが、反論の「ドライセプトコンセプト」は、防潮堤等に対策を限定した概念として用いていることは明らかである。
- ② そして、原告は、「緊急安全対策」が、防護壁や防潮堤が存在しない状況において、ドライセプトコンセプトにこだわらずに、水密化等の有用性を認めて対策を指示していることを主張している。
- ③ 反論は、自ら用いている「ドライセプトコンセプト」の意義も原告の主張も正解しないものであり、失当である。

### イ 新規制基準について

- ① 防潮堤等を前提とした上であっても、水密化等を規制していることは明らかであり、反論の防潮堤等に限定するドライセプトコンセプトを否定していることは明らかである。
- ② 水密化等を規制するということは、防潮堤・防波堤等を超えて敷地に流入する事象を想定していることによるものであることは多言を要しないことであって、反論の防潮堤等に限定するドライセプトコンセプトを否定していることは明らかである。

### ウ 重大事故等対処施設について

- ① 反論は、「設計基準に係る設計想定津波に対する規制と比較する意味はない」というが、設計基準事故も重大事故も共に設置許可基準とされており、かつ、共通して防潮堤等に限定せず水密化等が求めている上に、重

大事故についてはこれを前提に可搬式電源等を求めてい。

- ② したがって、新規制基準は、深層防護の観点から、反論のドライセプトコンセプトを完全に否定し、敷地への浸水を前提とした水密化等の対策を求め、かつ、「万が一に」に備えた可搬式電源等の対策も求めることとしたものである。
- ③ なお、技術基準適合規則（規則6号）は設置基準規則（規則5号）を受けた詳細規則であって従前の電業法39条の技術基準規則に該当するものであり、内容的には共通である。
- ④ 要するに、反論には、重大事故対策も設置許可基準であるとの観点が欠落しており、失当である。

#### 第4 被告国の深層防護についての反論が誤りであること

##### 1 原告の主張

原告第24準備書面第1章の「第4 被告国の深層防護についての反論が誤りであること」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。

- 「1 反論の概要（被告国第22準備書面第の第5）
- 2 反論は失当
  - (1) 反論は原告が主張する「高度の回避義務」と「深層防護」との関係を正解しないものであること
  - (2) 深層防護を適用外とすることの誤り（その1）・・反論①は論外の「設計基準を超える外的事象」を理由としていること
  - (3) 反論が深層防護を適用外とすることの誤り（その2）・・反論②は水密化について誤った「大きな不確実性」を理由として「独立かつ有効な防護策」ではないとしていること
  - (4) 反論が深層防護を適用外とすることの誤り（その3）・・反

論③は「精度を高めて津波の想定や対策の信頼性を向上」させることを理由としていること

(5) 反論が深層防護を適用外とするとの誤り（その4）・・反論④は「長期評価」についての予見義務を否定し得るという誤った理解を前提としていること

(6) 小括」

## 2 被告国の追加反論

従前の反論を繰り返しているのみで、特段の追加反論はない。

## 3 裁判例

最高裁統一判決における三浦裁判官の反対意見が、水密化等の措置について、「本件技術基準の適用に関し、上記水密化等の措置は、防潮堤等の設置が完了するまでの間において、本件非常用電源設備の機能を継続的に維持するために必要かつ適切な措置であるとともに、その後も、非常用電源設備の多重的な防護を図るものとして必要かつ適切な措置であったということができる。」（47頁）として、多重防護の必要性を述べていることは、既述のとおりである。

## 第5 被告国のIAEA等の安全基準についての反論が誤りであること

### 1 原告の主張

原告第24準備書面第1章の「第5 被告国のIAEA等の安全基準についての反論が誤りであること」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。

「1 IAEAの安全基準について

(1) 反論の概要（第19準備書面第8の「5 津波（洪水）対策に係る国際的基準（IAEAの安全基準）」

(2) 反論は失当・・反論の上記IAEA安全基準についての理解は誤り

### 2 米国の安全基準について

(1) 反論の概要（第22準備書面第6の2（2）ア・51～52頁）

(2) 反論は失当・・米国では被告国主張のドライサイトコンセプト論を採用しておらず誤用

### 3 ドイツの安全基準について

(1) 反論の概要（第22準備書面第6の2（2）イ・52～53頁）

(2) 反論は失当

ア 津波予測の不確実性等についての理解の欠如

イ 我が国の津波の設計水位の不確実性の実態及び対策の在り方についての首藤伸夫氏の見解

ウ 小括」

## 2 被告国の追加反論

特段の反論はない。

## 第6 立証責任の分配について

### 1 原告の主張

原告第24準備書面第1章の「第6 立証責任の分配について」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。

「1 立証責任の分配の在り方

## 2 理由・・当事者間の公平・衡平の原則

### (1) 上記の立証責任の分配の在り方の理由

ア 伊方最判（処分取り消し・行政訴訟）の判示（判例時報 23  
54号47頁上段）

イ 仙台高裁判決（原審・福島地裁、損害賠償請求訴訟）の判示

### (2) 上記判決の評価」

## 2 被告国の追加反論

### (1) 反論の概要

被告国第26準備書面第7の5において、「伊方原発訴訟最高裁判決の判断枠組みを援用することはできない」として、次の理由を挙げている（156頁～162頁）。

① 伊方原発訴訟最高裁判決の前記判示は、原子炉施設の安全性に関する行政の判断の適否が争われた原子炉設置許可処分の取消訴訟において、行政が自ら保持する資料に基づいて調査審議し検討を行った判断の合理性が問題となった場面において原告側の主張立証の負担を事実上軽減する趣旨の判断をしたものである。

② 一方、本件で問題となっている結果回避可能性の主張立証責任は、規制権限を行使していれば結果の発生を回避し得たかどうかという仮定の世界における「可能性」の評価を基礎づける事実が具体的なテーマとなるのであって、そこには行政の判断ないし行為は存在せず、しかも、行政が自ら保持する資料に基づいて結果回避可能性の有無が判断される関係にもない。

③ 「伊方原発訴訟最高裁判決が前提とした証拠(資料)の偏在は、本件においては存在しない」。その理由は、「インターネット技術が存在する時代」となり、被告国や被告東電の資料も「公刊物として出版」されたり、

「ホームページにおいて情報公開」されたりして、「これらの資料は誰でも入手できるものであり、現に、原告からも、その一部が書証として提出されている。」からである。

(2) 上記反論が失当であること

ア 上記反論①②について

(ア) 立証責任の分配は、当事者間の公平・衡平の原則に基づくこと

伊方最判は、当事者間の公平・衡平の原則を適用する一場面としての国の行政処分について判示したものである。したがって、本件訴訟においても、かかる原則に基づいて判断されるべきことは、言うまでもない。

(イ) 被告国についての本件事故の回避可能性は、被告東電についての回避可能性と連動していること

① 被告国のが被告東電に対する規制権限の行使による本件事故の回避可能性は、被告東電についての回避可能性と連動していることは、序章第1の2において、詳述したとおりである、

② したがって、被告東電について回避可能性が認められれば、被告国についても同様であることは、言うまでもない。

(ウ) 回避可能性に関する資料が被告東電及び被告国に偏在していること

① 仙台高裁は、一審被告東電の結果回避可能性について、「本訴において、予見可能であった津波による被害を回避するための措置の合理性ひいては結果回避可能性を細部まで厳密に検討するためには、福島第一原発の詳細構造及び本件事故の詳細な経緯等に係る資料が必要不可欠であると考えられるところ、これらの資料は原子力事業者である一審被告東電（及びその安

全規制者である一審被告国)が専ら保持しているのであるから、結果回避措置の合理性ひいては結果回避可能性について、一審原告らが細部まで厳密に主張立証することはそもそも不可能に近いものである。」(判決145~146頁)として、当事者間の「衡平の観点」から、立証責任の在り方を示している。

② また、仙台高裁は、一審被告国の結果回避可能性について、「一審被告東電について説示したところと同様」等(判決197~198頁)としている。これは、一審被告国が安全規制者であって、技術基準適合命令権限の行使による回避可能性について、上記(イ)の関係にあり、かつ、日常的に、安全規制の過程において、本件事故に係る予見義務・予見可能性、回避義務・回避可能性の判断に必要な資料を、最新の知見に基づいて、収集し、保持していたことによるものと解される。

③ したがって、伊方最判が判示した国の行政処分における資料の偏在と同様の偏在が、本件訴訟においても存在しているのである。

#### イ 上記反論③について

① 被告国が「伊方原発訴訟最高裁判決が前提とした証拠(資料)の偏在は、本件においては存在しない」として挙げる理由によても、上記アで述べた資料の偏在の本質的な解消には至らないことは言うまでもない。

② 現に、本訴訟において原告及び代理人は、関係資料の収集に最善を期しているところであるが、被告国及び被告東電が自己に不利益な資料を積極的に開示することは、そうせざるを得ない特別の事情がない限り、期待できない状況にあることは言うまでもない。

## ウ 小括

被告国の反論①～③が失当な理由は以上のとおりであるが、原告としては、原告主張の立証責任の分配の在り方によらなくとも、被告国及び被告東電の回避可能性が認められるに足る十分な主張立証ができていると考えるが、上述のような困難性が解消されていないので、主張しているところである。

## 3 裁判例

### (1) 最高裁統一判決の多数意見

草野裁判官の補足意見は、回避可能性を因果関係の存否についての「伝統的法理」に基づいて判断すべきことを述べている。これは、立証責任の配分を否定したものと解される。

### (2) 最高裁統一判決の三浦裁判官の反対意見及び東京地裁株代判決

いずれも、水密化による回避可能性を、立証責任の分配に論及せず、認めている。これは、立証責任の分配論によるまでもなく、回避可能性を認めたことを意味し、適切である。

## 第7 原発の安全確保上地元自治体が果たしている役割を適切に踏まえて被告らの回避義務及び回避可能性を理解する必要があること

### 1 原告の主張

原告第24準備書面第1章の「第7 原発の安全確保上地元自治体が果たしている役割を適切に踏まえて被告らの回避義務及び回避可能性を理解する必要があること」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。

#### 「1 原告の従前の主張とその要点

##### (1) 原告の従前の準備書面

## (2) 原告の主張の要点

2 補充主張・・被告らが原子力安全についての地元自治体の監視・監督機能を崩壊させたこと」

2 補充主張（その1）・・地元自治体が原発の安全確保上果たすべき役割とその形骸化、無力化

### (1) 地元自治体が原発の安全確保上果たすべき役割

双葉町を含む地元自治体が、被告東電と締結した安全確保協定により、被告東電に対し、法令遵守義務や事前了解義務を課す等して、福島第一原発の安全確保上、被告国（日本）の規制を補完する重要な役割を担っていたことは、原告第13準備書面（その2）において詳述しているとおりである。

### (2) 地元自治体の役割を形骸化、無力化する被告らの対応状況

一方、被告らが、地元自治体に対し、津波等に関する重要情報を隠蔽する等して、地元自治体の安全確保上の役割を形骸化、無力化していたことは、原告第13準備書面（その2）、原告第14準備書面第4章、原告第17準備書面第1章第3、原告第21準備書面第7章、原告第23準備書面第6章及び原告第24準備書面第1章第7等において述べているとおりである。

3 補充主張（その2）・・被告国の回避義務・回避可能性に関する反論の要点と、地元自治体がその役割を果たせば回避可能性があったこと

### (1) 被告国の回避義務・回避可能性に関する反論の要点

被告国の回避義務・回避可能性に関する反論が失当であることは本準備書面において詳述しているところであるが、その要点は次の

とおりであり、いずれも地元自治体が安全確保上果たすべき役割を形骸化、無力化することによってしか成り立ち得ない反論である。

①反論の結論・・「事故は回避できなかつた」

②結論の理由（その1）・・当然に厳守すべき「高度の注意義務」を否定する反論（以下「理由①」という。）

③結論の理由（その2）・・事故前には存在していなかつた「ドライサイトコンセプト」の反論（以下「理由②」という。）

④結論の理由（その3）・・平成20年津波試算の不確実性を直視しない局所的防潮堤等の反論（以下「理由③」という。）

⑤防潮堤等完成までの間、何らの防護措置を講ずる必要がないとする反論（以下「理由④」という。）

（2）地元自治体がその役割を果たせば回避可能性があつたこと

被告国の上記の回避義務・回避可能性に関する反論が、地元自治体が安全確保上果たすべき役割を形骸化、無力化することによってしか成り立ち得ない反論であるということは、要するに、地元自治体がその役割を適切に果たすことにより、結論の理由①～理由④の反論が否定されて、高度の注意義務が遵守され、ドライサイトコンセプトによらない多重防護が実施され、平成20年津波試算の不確実性に適切に対応した全面的防潮堤等が設置され、防潮堤等完成までの間には何らかの適切な防護措置が講じられること等によって、反論の結論が「事故は回避できた」に転じ、津波による原子力災害である本件事故は十分に回避できたということである。

4 補充主張（その3）・・被告国の失当な反論を容認する最高裁

統一判決の多数意見は地元自治体としては受け入れられないこと

（1）原告が本件事故当時双葉町長だったという立場からの意見

## ア はじめに

原告の「被告らの地元自治体に対する背信的対応」という観点からの主張は、原告第13準備書面（その2）の「第5章 地元自治体と「原子力発電所の安全確保について」において詳述しているところであるが、その要点は、被告らが地元自治体に対し「原発は絶対に安全」と保証していたのに、実際には津波に関する重要情報を隠蔽する等して津波対策を怠り、その結果本件事故を起こすこととなり、その保証が虚偽であったということである。

しかるに、最高裁統一判決の多数意見は、「事故は回避できなかつた」として被告国の本件事故に係る責任を否定したのであり、到底容認できないこと及びその理由は本準備書面において詳述しているところであるが、重ねて、原告が本件事故当時双葉町長だったという立場からの意見の一端を述べれば、原告の令和5年1月24日付け陳述書「現場を知る原告の言い分」（甲口96）に記載のとおりであり、その要点は、以下のとおりである。

イ 「事故は回避できなかつた」は地元自治体としては認諾できないこと

・「そもそも、被告らの原子力発電所の安全とは、事故は起こらないということを立地地域に言い続けてきたのだから、いかなる事故を起こしてはならないのである。被告らが長年言い続けてきた言葉に、何があっても発電所は運転を「止める」、核燃料を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ので、放射能を外には出さないと原告（当時の双葉町長）や町民に語ってきたのだから、公約としてこれを認諾してきた歴史的経緯がある。上記の3条件を守れなかつたのは、被告東京電力が津波・地震ごときで壊れるような原発を作り、これを被告国が検査で合格

させ、運転をさせて来た結果の因果応報である。何人もこの事実を覆すことは、発電所を抱える双葉町への更なる加害であつて、結果忌避や責任転嫁は決してできない。」（上記陳述書1-1・2~3頁）

ウ 被告国が福島第一原発の安全が確保されていることを確認したとして地元自治体に安全保証をしていたことが虚偽であったこと

(ア) 双葉町の2006(平成18)年3月発行の広報誌「エネルギーのまち ふたば」掲載の「原子力発電所の安全対策」の広報

・「上記広報の出典は、財日本原子力文化振興財団資料であり、これを双葉町広報誌「エネルギーまちふたば」に引用したものである。

この広報中には「原子力発電所の地震対策」の項において、「原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込め機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。」とされていたことが分かる。ここに記されている内容に被告らは異議がないはずである。この時の双葉町長は、現在の原告井戸川克隆であるので、他者を証人とする必要はない。

したがって、2022(令和4)年6月17日最高裁第二小法廷判決は、現場の事実を反映しない不当な判決であることがここに証明される。」（上記陳述書Iの2・4~5頁）

(イ) 保安院が福島第一原発 3 号機についてプルサーマル導入に伴う特別の安全性評価をしていたが津波の評価が先送りされていたこと（原告第 13 準備書面（その 2）第 9・32～37 頁参照）

① 「本件事故直前で、この「公約」を示すのは、被告東電と被告国が提出した資料を審議するために平成 22 年 8 月 4 日に開催された「平成 22 年度第 4 回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会」において、福島県がプルサーマル実施受入れに係る技術的 3 条件についての国の確認結果と、福島県から示された「経済産業省への確認事項」に対する国の説明を聞き、議論を精査した上で、技術連絡会として審議経過等の取りまとめを行ったことです。審議の結果、プルサーマル実施受入れに関して特段の問題となる事項はなく、技術連絡会として「国、東京電力による技術的 3 条件に係る確認結果については、特に問題点は確認されず、国、東京電力は適切に対応したものと判断する。」とする結論をまとめたことが、当連絡会議に出席した双葉町企画課長、原子力対策係長の復命書によって証明される。（説明資料 1）」（陳述書 I の 3・6 頁及び添付説明資料 1）

② 「この時、国、東京電力から提示された「資料 1-1 福島第一原子力発電所 3 号機の耐震安全性について（主要な施設の耐震安全性評価）平成 22 年 8 月 原子力安全・保安院」（説明資料 4）において、・・スライド 4には、大きな地震があつても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない。安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確

保されるよう設計。スライド6には、原子力発電所の耐震安全性として、福島第一原子力発電所をはじめ全国の原子力発電所については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（昭和56年7月原子力安全委員会決定。いわゆる「旧耐震指針」）を踏まえ、耐震安全性評価を行うとともに、原子力発電所の設置許可後に生じた地震から得られる科学的知見を踏まえ、耐震安全性についての確認を適宜行っており、原子力発電所の耐震安全性は十分確保されている。スライド8には・・。スライド9には・・。スライド11には・・。スライド12には、地震随伴事象に対する考慮（周辺斜面、津波）と記されている。スライド14には・・スライド15には、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」に係る安全上重要な機能を有する次の主要な施設として図示されており・・殊更に「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」が、重要であるかを示している。スライド16には、・・。スライド20には、3号機 耐震安全上重要な機器・配管系の評価結果が記されており、耐震安全性が確保されると、原子力安全・保安院は判断している。最後に、スライド28には、福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性・・・以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所3号機の『止める』『冷やす』『閉じ込める』に係る安全上重要な機能を有する主要施設の耐震安全性が確保されると判断した。と明記されていた。従って、双葉町は安全であつたはずである。」（陳述書Iの3・7～8頁及び添付説明資料4）

エ 「双葉町津波防災計画策定基礎調査」では双葉町における既往災害のみが防災対策の対象とされていたこと（原告第13準備書面（その2）第10の2・37～38頁参照）

①「この基礎調査は、双葉町が知らない間に、資源エネルギー庁から財団法人電源地域振興センターが請け負い、双葉町の津波地震発生時の避難の際に活用するための基礎調査を行った報告書である。」（陳述書IIの2・14頁）

②「電源地域振興センターが作った「双葉町津波避難計画（案）」は、推進本部の長期評価を防災対策の対象とせず、「双葉町災害史」掲載の貞観津波による双葉町の災害状況も検討していないなど実情にそぐわず、まったく使うことは出来ないものであった。長期評価の予測した津波地震が発生して本件事故が起きたという結果から判断すると、策文（原告の造語：ある意図に基づき相手を惑わせる目的に使う文章を策文と呼んでいる。）ではなかったのかと理解している。」（陳述書IIの2・20～21頁）

オ 実在しない「ドライサイトコンセプト」を実在と断じた不当判決

（ア）福島第一原発には防潮堤は実在していなかったこと

① 福島第一原発には防潮堤は実在していなかった（陳述書IIの3・21～22頁）。

② ドライサイトコンセプトによれば、推進本部の長期評価への対応として、敷地への浸水を防ぐための防潮堤等が不可欠であったが、存在していなかった（陳述書IIの3・23頁）。

（イ）双葉町には「ドライサイトコンセプト」という言葉も実在

していなかったこと

①「原告は、「ドライサイトコンセプト」という言葉を裁判で知る前に、知らされることもなく、様々な文献等でこの文字を見たこともなかった。」（陳述書Ⅱの3・23頁）。

②「原告（双葉町）には、裁判を通して知った言葉のドライサイトコンセプトと言われても、福島第一原子力発電所の現場には合致しないので、ドライサイトコンセプトと言う意味を現場で確認することができない。原告の双葉町長就任前及び在任中一度も「ドライサイト」とか「コンセプト」という報告文書並びに報告資料を被告らから提示されて、説明を受けた記憶がない。ドライサイトコンセプトの考慮・設計図は、全く伝えられていないので、これも策文ではないのかと理解している。」（陳述書Ⅱの4・23頁）

(ウ) 実在しない「ドライサイトコンセプト」を実在すると断じた不当判決

① 最高裁統一判決は、「第1の2(7)において、「津波により上記敷地が浸水することが想定される場合には、防潮堤、防波堤等の構造物（以下「防潮堤等」という。）を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することが対策の基本とされていた。」としている。そして、菅野裁判官の補足意見において「敷地の高さや防潮堤、防波堤等により敷地の浸水を許さないという考え方（いわゆるドライサイトコンセプト）」とドライサイトコンセプトの意味を示している。要するに、判決は、実在しないドライサイトコンセプトを実在すると断じたのである。」（陳述書Ⅱの5・26頁）

②「これは、事実を曲解させ、直接現場を知らない国民を惑わせる不当な判決である。従って、原告井戸川克隆は原発で町、町民の自治、生業、歴史と文化の継承等を壊し、内心の自由を失意させた被害を、上記のような不当な判決により、更に深く事故を憎む心象を増大させたことに、強い怒りをここに証言する。」（陳述書Ⅱの5・26頁）

(2) 多数意見は被告国の反論の結論の理由①～④の全てを無批判的に容認していること

ア 理由①について

多数意見が、当然に厳守すべき「高度の注意義務」への論及を回避し、事実上、不当な理由①を容認していることは、既述のとおりである。

イ 理由②について

① 多数意見が、事故前には存在していなかった「ドライサイトコンセプト」の不当な理由②を容認していることは、既述のとおりである。

② なお、この点については、4(1)オ(イ)において、双葉町には「ドライサイトコンセプト」という言葉も実在していなかったこととして述べているとおりである。

ウ 理由③について

① 多数意見が、平成20年津波試算の不確実性を直視しない局所的防潮堤等の不当な理由③を容認していることは、既述のとおりである。

② なお、反論の局所的防潮堤等が平成20年津波試算の不確実性に対応し得ないものであることについては、原告第14準備書面第4章・26～33頁において詳述しているとおりである。

## エ 理由④について

多数意見は、不当な理由④をそのまま認めているが、認める理由には何ら論及しておらず理由不備であることは、既述のとおりである。

### (3) 事故の回避可能性のない危険な原発は法令上存在し得ないこと

ア 多数意見は、以上のとおり、被告国の「事故は回避できなかつた」との反論を容認しているが、推進本部の津波予測に予見義務・予見可能性及び回避義務が認められる場合、被告国の「事故は回避できなかつた」との回避可能性を否定する反論の結論を容認することは、地元自治体からすれば、あり得ないことは上述したとおりである。

イ 本来、そのような回避可能性のない危険な原発の設置、運転は、炉規法24条1項の設置許可の要件に反し、電業法40条の技術基準適合命令の要件に該当するのであって、法令上許容され得ないはずである。最高裁によりかかる結論が容認されることとなれば、地元自治体からすれば、安全確保上の被告国の規制が存在せず、地元自治体の安全確保協定上の役割も認められない状態で危険な原子炉が容認されているに等しく、法令の趣旨・目的を没却することとなるのであって、到底受け入れられることは言うまでもない。

## 5 被告国の追加反論

特段の反論はない。重要な論点であるが、反論ができないことによるのもと解すべきである。

## 6 裁判例

特段の論及はない。当該訴訟における原告側の主張立証がないことによるものと解される。

## 第2章 回避義務・回避可能性の全体的事項について

### 第1 被告東電が推進本部予測に対し採ることが可能であった回避措置及びその措置義務について

#### 1 原告の主張

原告第24準備書面第2章の「第1 被告東電が推進本部予測に対し採ることが可能であった回避措置及びその措置義務について」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。

- 「1 採ることが可能であった回避措置について
- 2 上記回避措置についての措置義務について
- (1) 基本的な考え方・・万全の措置義務
- (2) 被告国のドライサイトコンセプトの誤り」

#### 2 被告国の追加反論

- (1) 反論の概要・・従前のドライサイトコンセプトの反論を維持
  - ① 被告国が、被告国第26準備書面第7の1において、今村教授が被告国のドライサイトコンセプトの主張を支持する見解を東京高裁の別件訴訟における証人尋問でも維持しているとする反論をしていること及びそれが失当であることは、本準備書面第1章第2において述べているとおりである。
  - ② 要するに、防潮堤等以外の水密化等の回避措置につき、その回避可能性の不確実性を理由に、回避措置を採ることは義務付けられていなかったとする従前のドライサイトコンセプトの反論を維持しているということである。

## (2) 上記反論が失当であること

ア 我が国の原子力発電所にはドライサイトコンセプトは実在していなかったこと

被告国が主張するドライサイトコンセプトなるものが、本件事故前には、我が国の原子力発電所には実在しておらず、誤りであることは、既述のとおりである。

イ ドライサイトコンセプトは高度の注意義務に反すること

そもそも、反論のように、ドライサイトコンセプトということで、防潮堤等以外の回避措置を不確実性を理由に採ることが義務付けられていなかつたとすることが、被告らに課されている高度の注意義務に反することは、原告第24準備書面第1章第1・9～12頁、及び本準備書面第1章第1において述べているとおりである。

ウ ドライサイトコンセプトは被告らが責任回避ために意図的に作出了したるもの

以上、要するに、ドライサイトコンセプトは被告らが責任回避ために意図的に作出了したものであると解する以外にないことは、本準備書面第1章第2の7において述べているとおりである。

## 3 裁判例

### (1) 最高裁統一判決

ア 多数意見

防潮堤等以外の措置義務を否定していること、及びそれが誤ったドライサイトコンセプトの容認によるものであることは、既述のとおりである。

イ 三浦裁判官の反対意見

水密化の措置義務を認めていることは、既述のとおりである

## (2) 東京地裁株代判決

主要建屋及び重要機器室の水密化についての措置義務を認めて  
いることは、既述のとおりである。

## 第2 被告国が被告東電に対し有していた規制権限の内容及びその行使義務について

### 1 原告の主張

原告第24準備書面第2章の「第2 被告国が被告東電に対し有していた規制権限の内容及びその行使義務について」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。

#### 「1 推進本部予測に予見義務が認められる場合における被告国 の規制権限について（その1）・・電業法40条に規定する技術 基準適合命令の権限

##### （1）原告の従前の主張

（2）原告第9準備書面の上記主張に対する被告国第7準備書面による反論が失当であることについて

#### 2 推進本部予測に予見義務が認められる場合における被告国 の規制権限について（その2）・・炉規法33条2項に規定する 設置許可取消の権限

##### （1）原告の従前の主張

（2）被告国のその後の反論について

ア 被告国の反論

イ 反論は失当

#### 3 規制権限の行使義務」

## 2 被告国の追加反論

追加反論はなく、原告の求釈明にも回答していない。事実上認められたものと解すべきである。

## 3 裁判例：最高裁統一判決

多数意見も三浦裁判官の反対意見も、電業法40条に規定する技術基準適合命令の権限を認めていることは、既述のとおりである。

### 第3 原発の「稼働停止」と各種回避措置との関係

#### 1 原告の主張

原告第24準備書面第2章の「第3 原発の「稼働停止」と各種回避措置との関係」における原告の主張は、次の項目において述べているとおりである。

##### 「1 原告の従前の主張

###### (1) 準備書面

###### (2) 要点

##### 2 原告の従前の主張の補充

###### (1) 基本的な考え方と緊急的な考え方

ア 基本的な考え方

イ 緊急的な考え方

###### (2) 原告の主張

ア 基本的な考え方が原則であり緊急的な考え方は例外的であること

イ 被告国の主張するドライサイトコンセプトを前提とする場合について」

## 2 補充主張

(1) 既設原子炉における「稼働停止」と各種回避措置との関係について

① 原告第24準備書面第2章第3の2(1)において、「基本的な考え方」と「緊急的な考え方」があることを述べ、同(2)において、基本的な考え方が原則であり緊急的な考え方は例外的であることを述べている。

② そして、既設原子炉については、緊急的な考え方によることが可能となる。

③ 緊急的な考え方によれば、緊急安全対策を実施しつつ可及的速やかな水密化・高所化及び防潮堤（又は防潮壁）の完成を目指すことにより、原発の「稼働」を許容する考えであり、その詳細は上記の原告第24準備書面第2章第3の2(2)において述べているとおりである。

(2) 各種回避措置についての回避義務と回避可能性との関係について

① 既設原子炉について、「基本的な考え方」と「緊急的な考え方」のいずれを執るにせよ、何らかの回避措置を講じることによって事故を回避し得る場合には、回避可能性のある措置が存在していたと評価すべきことは当然である。

② これを本件事故についてみれば、主要建屋等の水密化等によつて本件事故を回避し得たと評価される場合には、多重防護等の観点からその他の措置を講じていなかつたことの義務違反の有無はともかくとして、回避義務・回避可能性がある措置が存在しつつ、その措置により回避可能性があったと評価すべきこととなる。

(3) 回避措置としての「稼働停止」と他の回避措置との間には、

被告国の規制権限行使上、特段の差異はないこと

- ① 経済産業大臣の技術基準適合命令の権限を定める電業法40条は、命令の内容として「修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止」を挙げている。
- ② 要するに、技術基準に適合しない場合には、適合させるために必要な措置を命ずることができるのであって、当該措置が「一時停止」であるから権限行使を控えるべきであるというような考えを取ることには何らの合理性が認められず、電業法40条もそのような考え方をとっていないことは明らかである。

### 3 被告国の追加反論

特段の追加反論はない。原告の主張に反論できないことによるものと解すべきである。

### 4 裁判例

#### (1) 最高裁統一判決

##### ア 多数意見・補足意見

菅野裁判官の補足意見④が、防潮堤等が完成するまでの間における一時停止等の措置の必要性について、「検討されることとなる」と述べるだけで済ましていて、検討の結果、必要性を認めることとなるのか否かについては何も述べていないことは、既述のとおりである。

##### イ 三浦裁判官の反対意見

防潮堤完成までの間の水密化等の措置義務を、次のとおり認めていることは、既述のとおりである。

- ・「防潮堤等の設置が完了するまでの間、このような危険を放置

することは、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするという法令の趣旨に反するといふべきである。」

- ・「津波による浸水が現に想定される場合において、本件非常用電源設備の機能を維持するために必要な措置が講じられていないことは、技術基準に適合しないといふこともでき、速やかに適切な措置を講じる必要があった。」

## (2) 東京地裁株代判決

ア ドライサイト回復までの原発の停止と他の回避可能性のある措置との関係について、次のとおり判示している。

- ①「生じ得る結果の重大性を考慮すれば、東京電力の取締役に、10m盤がドライサイトを回復するまで原子炉の運転を停止すべき義務が生じることも十分に考えられる。」（判決骨子（甲口95の1）第3の2（3）・6頁）
- ②「しかし、東京電力には、電力の安定供給という国民生活の基盤に関わる責務があり、原子炉の運転停止が我が国の産業及び国民生活に与える重大な影響に鑑みると、・・これを防止するための安全対策が速やかに講じられる見込みがない場合であることを要する。」（判決骨子（甲口95の1）第3の2（3）・6頁）
- ③「これを本件についてみると、福島第一原発1号機～4号機において津波による過酷事故が発生する可能性があつたものの、後記のとおり、これを防止し得る一定の安全対策として建屋等の水密化措置が速やかに講じられる見込みがあつたから、被告らにおいて、原子炉の運転停止措置が義務付けられる状況にあつたとまではいえない。」（判決骨子（甲口95の1）第3の2（3）・6～7頁）

イ 水密化措置による回避可能性について、次のとおり判示している。

- ・「建屋及び重要機器室の水密化の措置（本件水密化措置）は、建屋の水密化 자체でも本件津波の浸水を防ぐのに十分であった上、重要機器室の水密化によって浸水を阻むという多層的な津波対策となっていたことから、本件津波による電源設備の浸水を防ぐことができた可能性が十分にあった。仮に、一部の電源設備が浸水するような事態が生じ得たとしても、運用面での一定の措置も考慮すれば、重大事態に至ることを避けられた可能性は十分にあった。」（判決骨子（甲口95の1）第4の5・10頁）

ウ 工期について、次のとおり判示している。

- ・「本件水密化措置について、計画、設計から工事の完了までに要する期間は、対策が並行して行われたとして、合計2年程度と認められる。」（判決骨子（甲口95の1）第4の6・10頁）

### （3）裁判例の評価

ア 最高裁統一判決の多数意見・補足意見

① 最高裁統一判決の多数意見が、ドライサイトコンセプトを容認して、防潮堤等についてのみ回避義務を認め、かつ、防潮堤等が完成するまでの間、何らの回避措置を執るべき義務がなかったとし、補足意見④が一時停止措置の必要性について「検討されることとなろう」と述べるにとどまっていることは、既述のとおりである。

② そして、それが、推進本部の長期評価に予見義務・回避義務が認められる場合には、法的に許容し得ない見解であることは

言うまでもない。

③ 現に、経済産業大臣の技術基準適合命令の権限を定める電業法40条が、命令の内容として「修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止」を挙げていることは上述のとおりであり、最高裁統一判決の多数意見・補足意見がこの電業法40条の定めにも反することは明らかである。

#### イ 三浦裁判官の反対意見

① 三浦裁判官の反対意見は、上述したとおり、「防潮堤等の設置が完了するまでの間、このような危険を放置することは、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするという法令の趣旨に反するというべきである。」と適切に述べている。

② また、電業法上の技術基準適合命令権限との関係についても、上述のとおり、適切に権限行使の必要性を述べているところである。

#### ウ 東京地裁株代判決

① 東京地裁株代判決も、まず、上述のとおり、「生じ得る結果の重大性を考慮すれば、東京電力の取締役に、10m盤がドライサイトを回復するまで原子炉の運転を停止すべき義務が生じることも十分に考えられる。」（判決骨子（甲口95の1）第3の2（3）・6頁）と判示した。

② その上で、「津波による過酷事故が発生・・を防止し得る一定の安全対策として建屋等の水密化措置が速やかに講じられる見込みがあった」として、その措置についての措置義務・回避可能性により「停止」義務を課さないこととする旨判示している。

③ そして、かかる判示は、「停止」義務を課さないことの当否

にかかわらず、回避可能性が十分に認められる他の措置について義務を課すことで、当面の未然防止の目的は達せられるという考え方立ったものと解され、適切であると解される。

以 上